



第 22 回黒潮町議会 3 月定例会会議録

令和 4 年 3 月 4 日 開会

令和 4 年 3 月 16 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 3 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
3 月 4 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
3 月 5 日	土	休 会	休 会
3 月 6 日	日	休 会	休 会
3 月 7 日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
3 月 8 日	火	休 会	委員会
3 月 9 日	水	休 会	委員会
3 月 10 日	木	休 会	委員会
3 月 11 日	金	本会議	一般質問
3 月 12 日	土	休 会	休 会
3 月 13 日	日	休 会	休 会
3 月 14 日	月	本会議	一般質問
3 月 15 日	火	本会議	一般質問
3 月 16 日	水	本会議	委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決・提案理由の説明、質疑、討論、採決・提案趣旨説明、質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 15 号

令和 4 年 3 月第 22 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 2 月 25 日

黒潮町長 松本 敏郎

記

- | | |
|-------|------------------|
| 1 期 日 | 令和 4 年 3 月 4 日 |
| 2 場 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

令和4年3月4日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	土居雄人	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
		産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	森田貞男	教育長	畦地和也
教育次長	藤本浩之	教育次長	橋田麻紀
会計管理者	小橋智恵美		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山本陽美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

11番 宮地葉子

12番 小永正裕

令和4年3月第22回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和4年3月4日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第50号から議案第84号まで

(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

議案第 50 号	黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 51 号	黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 52 号	黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 53 号	黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 54 号	黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第 55 号	黒潮町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 56 号	黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 57 号	黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 58 号	令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 59 号	令和 3 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について
議案第 60 号	令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
議案第 61 号	令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 62 号	令和 3 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について
議案第 63 号	令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
議案第 64 号	令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 65 号	令和 3 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
議案第 66 号	令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
議案第 67 号	令和 4 年度黒潮町一般会計予算について
議案第 68 号	令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について
議案第 69 号	令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について
議案第 70 号	令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 71 号	令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
議案第 72 号	令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について
議案第 73 号	令和 4 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議案第 74 号	令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について
議案第 75 号	令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について
議案第 76 号	令和 4 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について
議案第 77 号	令和 4 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について
議案第 78 号	令和 4 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について
議案第 79 号	令和 4 年度黒潮町水道事業特別会計予算について
議案第 80 号	黒潮町和紙工房施設に係る指定管理者の指定について
議案第 81 号	黒潮町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
議案第 82 号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総

- 合事務組合同規約の変更について
- 議案第 83 号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第 84 号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 27 号 母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望（意見書の提出）

議 事 の 経 過

令和4年3月4日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和4年3月第22回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第21号が町長から、報告第22号から24号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしておりますので、ご確認をお願いします。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配布をしております文書表のとおりです。陳情第27号を産業建設厚生常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては全員協議会で配布をしておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、本日の会議の運営についてご説明致します。

現在、高知県では、まん延防止重点措置が発令中であることから、本定例会の提案理由の補足説明につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環としまして、補足説明者ごとに所管する議案の説明をしていただくこととし、補足説明の前後については、必要に応じて退席をしていただくことと致します。

従いまして、補足説明が議案番号順になりませんが、趣旨をご理解いただき議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、補足説明者の方におかれましては、議案番号が続かないときがありますので、十分間隔を置いて説明してくれるようお願い致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和4年3月第22回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。提案させていただきます議案につきましては、慎重なご審議と適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、12月議会定例会以降の主なものにつきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、成人式について報告を致します。

穏やかな晴天の中、令和4年黒潮町成人式を1月3日に、ふるさと総合センターにおきまして開催致しました。

今年は、平成13年4月2日から平成14年4月1日に生まれた126名のうち、101名の新成人の

方のご出席をいただきました。

式典には、できるだけ多くのご来賓の方々のご出席をいただきたいところでしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、ご出席を制限させていただくとともに、保護者の皆さまにつきましても、別室でのテレビモニターによる参観とさせていただきます。このような状況下での開催について、ご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

新成人の皆さまからは、支えていただいた保護者、地域の皆さまへの感謝の言葉とともに、自分自身が歩みたい将来の抱負について語っていただきました。

新成人の皆さまの、今後ますますのご活躍と、黒潮町民あるいは出身者として、ふるさとに貢献していただけるものと期待をしております。

次に、戦没者追悼式について報告致します。

令和3年度黒潮町戦没者追悼式につきまして、2月20日に、ふるさと総合センターにて執り行いました。

新型コロナウイルス感染症が拡大している時期の開催となりましたので、感染対策を徹底し実施することを、遺族会と協議の上、決定致しました。

ご遺族の皆さまにご出席いただけるものか心配しておりましたが、38名のご遺族の方に出席していただくことができました。

2年前から取り組んでおります、平和の継承のための児童生徒による作文の朗読では、今年度は大方中学校2年生の高橋海斗さんに、平和学習を通して学んだ作文を朗読していただきました。修学旅行で学んだ広島語り部さんの話が心に深く刻まれており、平和学習を通して、次世代を担う子どもたちに平和の尊さは継承されているものと手ごたえを感じました。

この式典に臨み、先の大戦でお亡くなりになられました864名の尊い犠牲と、ご遺族の皆さんをはじめとする町民の皆さまのご苦勞、そしてご努力のもとに、本日の本町の平和と豊かさがあることを忘れず、改めて平和の尊さを心に刻み、子どもや孫、次の世代への恒久平和の実現に向け、厳粛に執り行うことができました。

次に、日向灘を震源とした地震に関する災害対応について報告致します。

1月22日土曜日、午前1時8分に、日向灘を震源とする地震により、町内で震度4の揺れを計測致しました。

各種携帯電話からエリアメールによる緊急地震速報が配信され、Jアラートから自動起動により、町内全域告知放送および屋外マイクスピーカーより震度4地震の周知を行いました。

また、同時刻に、職員参集システムから全職員に参集メールおよび電話による配信をしております。

1時30分には災害対策本部を設置し、各災害対策本部の各班により、要配慮者等への連絡、SNSでの情報発信等を行うとともに、電話等により町内の被害の状況把握等を行いました。

情報収集の結果、町内への被害は確認されず、午前3時5分に災害対策本部を解散致しました。今回の地震対応について各課、室で振り返りを行い、今後の地震対応等に生かしていくこととしております。

次に、高規格道路発生土活用入野地区宅地造成の基本計画について報告を致します。

今年度は、基本設計業務を令和3年10月7日付で、玉野総合コンサルタント株式会社高知事務所と1,793万円にて委託契約を締結致しまして、業務を進めているところでございます。

主な業務内容は、住民アンケート調査、基本計画の策定、都市計画素案、および基本設計の作成となっており、現在、住民アンケート調査は終了し、基本計画等を作成中でございます。

この業務に必要な地質調査、平面測量につきましては、国土交通省により行っていただいております、データが届き次第、基本計画の策定等に反映してまいります。

本業務の履行期限は、10月8日から3月31日までの予定でございましたが、地質調査、平面測量のデータ収集に時間を要しており、また、コロナ禍で地元説明会の開催も見通せないところから、令和4年度への繰り越しとさせていただきます、来年度、早期に業務を取りまとめまいります。

最後に、コロナ感染症予防とワクチン接種につきまして報告を致します。

現在、感染力が非常に強いとされるオミクロン株が全国的に感染拡大し、高知県でも、まん延防止等重点措置が2月12日から3月6日まで適用されております。

幡多地域では、2月1日から2月24日までで212名の陽性者が確認され、本町でも12名が確認されております。引き続き、危機感を持って感染防止対策の徹底を図る必要があります。

本町としましては、住民の皆さまに引き続き、不織布マスクの正しい着用、手洗い、3密の回避、定期的な換気、感染リスクの高い場所を避けるなど、基本的な感染予防対策の継続をお願いしております。

さらに、ご自身やご家族の命を守るため、また、オミクロン株による感染拡大防止のため、少しでも体調が悪ければ外出を控えるとともに、事前に医療機関に電話連絡をした上で、早めの相談、受診を、重ねてお願いしているところでございます。

人権への配慮では、誰もが新型コロナウイルス感染症に感染する可能性もあること、そして、私たちが立ち向かうべきはウイルスであって、人ではないことを正しく理解するとともに、一人一人が思いやりの気持ちを持った冷静な行動をお願いしております。

本町におきましても、早期に、新型コロナウイルスワクチンの3回目となる追加接種ができるように、2月6日から接種を開始しております。まずは、優先される医療従事者等、そして高齢者施設従事者および利用者、65歳以上の高齢者へと、順次集団接種を進めております。

追加接種に使用するワクチンは、ファイザー社もしくは武田モデルナ社を用いるとされており、どちらのワクチンでも十分な効果と安全性が確認されております。

今後も、幡多医師会等の協力を得ながら、接種計画に沿って、新型コロナウイルスワクチンを早期に、安心して住民の皆さまに接種していただけるよう取り組んでまいります。

以上、行政報告と致します。

続きまして、令和4年度の一般会計および特別会計をご審議いただくに当たり、町政運営の基本方針および主要施策について、その概要を説明し所信を申し上げます。

平成18年3月20日、佐賀町と大方町の市町村合併により誕生した本町は、これまでの黒潮町総合振興計画、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を経て、平成30年6月に本町の最上位計画として黒潮町総合戦略を策定致しました。

この黒潮町総合戦略は、新たな行政課題に対応する実効性の高い総合的な計画とし、将来の人口減少克服、地方創生を達成するため、産業振興を中心とする創生基本計画に加え、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4部で構成されております。

令和4年度は、本戦略期間、5年間の最終年となることから、この間の進捗（しんちよく）状況、成果等の振り返りをしっかりと行いながら、次期計画策定も踏まえ、本町の最大の目標である

2060年、町人口6,800人の達成に向け、町民にとって有益となる各種施策の推進を図ってまいります。

初めに、黒潮町の概要について申し上げます。

昨年5月に高知県が公表した平成30年度市町村経済統計の概要によりますと、本町の平成30年度の総生産額は前年度、平成29年度比15億1,000万円の減、名目経済成長率は前年度比5.6パーセントの減となりました。

産業別の状況につきましては、平成29年度で第1位の建設業は、防災対策に係る公共事業が一定終了したこともあり、前年度比で13億4,900万円減で第3位になる一方、水産業が前年度比8,600万円増で、町内総生産に占める産業では第1位となりました。

しかしながら、水産業全体として、漁船漁業によりカツオ類、サバ類等の漁獲量は増加したものの、マグロ類の漁獲量が減少したために、それほど大きな伸びは期待できなかったのも現状です。

また、医療、保健衛生、社会福祉、介護に係る保健衛生、社会事業は、産業別では第2位、前年度比500万円の増となっております。高齢化に伴い、社会保障費が増えていくことから、持続可能な社会保障体制の整備は喫緊の課題であります。

一方で、市町村課税状況等の調べによりますと、平成29年度から令和3年度の5年間で、一人当たり所得金額は年平均1.1パーセントの増となっております。そのうち、営業所得は年平均1.5パーセントの伸びを示しておりますが、令和3年度の単年度で見ると前年度比で3.9パーセント減となっております。コロナ禍における厳しい経済事情が反映された課税状況となっております。

これらのこともあり、国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策として、事業復活支援金や県の新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金など、経済的影響を受けた事業者に対して、事業の継続、回復を支援することとなりました。現在、申請受託を開始しておりますので、この制度の周知を行いながら、本町においても町総体としての経済状況を勘案し、行財政改革を含め、複合的に施策を推進していく必要があります。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年度国の補正予算第1号により、普通交付税の増額交付や新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の予算の増額等の対応を取り、地方財政の運営上で支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとなっております。

総務省が公表しております住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数によりますと、令和3年1月1日現在、人口は1万859人の本町の高齢化率は44.6パーセントとなっております。令和2年より0.8ポイントの増加となっております。また、65歳以上人口4,841人に対して20歳から64歳までのいわゆる生産年齢の人口は4,715人で、本町では1人の若者が1人の高齢者を支えるという、いわゆる肩車型社会へ既に突入をしております。

このような状況の中、地域コミュニティーを維持、継続していくためには、高齢者の健康寿命を延ばし、それぞれが地域社会の中で活躍できる行政施策を構築することが重要でございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期となっております令和2年度実施の国勢調査の結果が令和3年6月に公表されました。本町の令和2年10月1日現在の国勢調査人口は1万262人で、前回調査比較8.5パーセント、955人の減となっております。この国勢調査の結果は、国や地方自治体の各種施策の基礎となる数値に使われることから、本町の最大の目標である2060年、町人口6,800人の達成に向けて、既存の施策、事業の継続と見直しを図るとともに、さらなる施策の展開が必要です。

本町の財政状況は、令和2年度決算で、地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の大きさを表す標準財政規模は53億7,466万4,000円、地方公共団体の財政力の強さを表す財政力指数は0.20、標準財政規模に対する実質収支の割合を表す実質収支比率は4.7パーセントとなっております。令和2年度決算の普通会計歳入決算額は117億1,399万4,000円、歳出決算額は112億8,362万8,000円で、実質収支が4億3,036万6,000円の黒字、経常収支比率は97.1パーセントとなっております。財政健全化判断基準に基づく4指標のうち実質公債費比率は9.2パーセント、将来負担比率はマイナス23.8パーセント、実質赤字比率および連結実質赤字比率は共に黒字で、公営企業に係る資金不足比率を含め、早期健全化基準、財政再生基準を下回っているために、本町の財政状況は健全であるということが言えます。

また、令和2年度決算での地方債残高は121億9,673万9,000円、積立金現在高は49億1,933万円となりました。

続いて、当初予算の概要について申し上げます。

一般会計当初予算が107億5,000万円で、前年度の当初予算と比較すると1.6パーセント、1億8,000万円の減となっております。また、12特別会計を一般会計に加え、重複分を除いた純計額は141億4,252万7,000円で、前年度当初と比較して1.1パーセント、額にして1億4,988万9,000円の増となりました。

一般会計の歳出を性質別で見ると、義務的経費のうち、人件費は会計年度任用職員において、地域おこし協力隊の活用の推進や参議院議員選挙に係る雇用を見込み増額となっているものの、正規職員における給与費の減額幅が大きいいため、前年度比で1.7パーセント、2,967万8,000円の減となっております。

また、扶助費は老人保護措置、要、準要保護児童および生徒に係る援助費の増等により、前年度比で1.5パーセント、873万2,000円の増、公債費は情報センター用非常用電源設備更改事業、都市防災総合推進事業等のため借り入れた旧合併特例事業債、津波避難路等の整備のために借り入れた緊急防災・減災事業債等の償還開始により、前年度比5.6パーセント、8,398万3,000円の増で、義務的経費全体では1.7パーセント、6,303万7,000円の増となっております。

投資的経費は、新規事業として黒潮町衛生センター施設修繕事業や畜産団地施設改修事業、ホエールウォッチングセンター改修事業、大方高校学生寮建築事業等の予算を計上致しました。

また、継続事業として定住促進住宅整備事業や都市防災総合推進事業、高規格道路整備事業、避難所環境整備事業の予算を計上し、前年度比で19.9パーセント、4億2,908万4,000円の減となっております。

その他の経費のうち物件費は、地球温暖化対策実行計画書策定業務委託やコロナワクチン接種事業を含むコロナ対策経費、デジタル推進に係る費用の増等により、前年度比で18.4パーセント、3億6,389万8,000円の増、補助費等はコロナ対策経費である農作物出荷促進事業費補助金や水揚げ促進事業補助金、黒潮町事業復活支援金等により、前年度比1.6パーセント、2,480万5,000円の増、繰出金は特別会計のうち、農業集落排水事業における法適用化に係る整備支援委託業務等により、前年度比で1.7パーセント、1,758万7,000円の増となっております。

このように、その他の経費は増額の費目が多い状況ですが、総額では積立金の調整による大幅減で一部相殺されて、前年度比3.7パーセント、1億8,604万7,000円の増となっております。

次に、歳入でございます。

歳入は、自主財源のうち町税が令和3年度の調定見込額より、前年度比で2.3パーセント増の7億9,860万8,000円、寄附金はふるさと納税寄附金の増加を見込み、前年度比で42.6パーセント増の10億2,000円としております。

依存財源のうち地方交付税は、国の令和4年度地方財政計画および普通交付税の試算を勘案して、前年度比1.2パーセント増の42億円と致しました。

国庫支出金は、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金および接種体制確保事業費補助金を計上し、その他、地方創生推進交付金の増額、生活困窮者就労準備支援事業費補助金の純増等により、前年度比9.7パーセント増の11億7,424万3,000円となっております。

県の支出金は、国政選挙に伴う委託金、地籍調査事業の増等を見込むものの、高規格道路関連補助金や住宅耐震化促進事業費補助金の減等により、前年度比5.3パーセント減の8億4,607万1,000円となっております。

町債は、臨時財政対策債を令和4年度地方財政計画および試算を勘案し、前年度比で65.3パーセント減の6,760万円とし、その他、各種事業への財源充当を見込んで、町債総額としては前年度比で30.1パーセント減の9億5,300万円の予算を計上致しました。

その他、令和3年度税制改正を踏まえ、各種交付金等の予算を計上致しました。

続いて、黒潮町総合戦略によるアクションプランに基づき、各種施策について申し上げます。

まず、創生基本計画アクションプラン、地産外商により安定した雇用を創出するという項目でございませう。

まず、農業の振興、維持。

農業者の高齢化に伴う離農者の増加と後継者不足は喫緊の課題でありますので、各種の支援施策を進めてまいります。

令和4年度は新規就農支援の拡充として、農業次世代人材投資資金に併せて、新規就農育成総合対策事業を新設し、担い手づくりと就労支援を図ってまいります。

また、所得向上の施策や新品種、新品目の挑戦支援、農業経営収入保険の補助を継続するほか、農作物出荷手数料の一部に補助を行う農作物出荷促進事業費補助金を新設し、雇用の継続と安定を図ってまいります。

林業の振興と維持につきまして。

森林環境譲与税を引き続き活用し、森林整備や人材育成、担い手の確保等を行うとともに、令和4年度に設立する幡多広域組織において、林業の成長産業化や森林資源の適切な管理を一体的に実施してまいります。

また、入野松原保全につきましては、防除対策と伐倒駆除対策に併せて松苗植樹を継続実施してまいります。これまでの対策を検証するとともに松枯れの原因究明を調査し、令和の入野松原再生計画を策定し、より一層の松原保全に努めてまいります。

そのほか、有害鳥獣防止対策に係る予算等を計上し、農作物の被害軽減を図ってまいります。

続いて、水産業の振興、維持についてでございます。

令和元年度から実施しておりますカツオ一本釣りに船新規雇用者就業支援事業を継続するとともに、土佐佐賀もどりカツオ祭等の文化発信事業により、産業面だけではなく文化面からもカツオ漁を絶やさぬ活動を、一層強化してまいります。

また、水揚げ促進事業費補助金につきましては、引き続き実施することで、漁業経営体への支援や黒潮町への水揚げ誘致を図り、港の活性化に努めてまいります。

沿岸漁業対策では、イセエビ漁場の造成のための投石魚礁設置工事や、アカアマダイ、ナマコの稚魚放流を行う種苗放流事業費補助金などを計上しております。

続きまして、商工業の振興、維持についてでございます。

事業者に対しては、コロナ禍における影響を考慮しつつ、経営支援会議を通じた事業所支援に併せ、中小企業等融資保証料補給、利子補給などを行うとともに、国の事業復活支援金の対象外の事業者に対する黒潮町事業復活支援金を創設して、きめ細やかな対応を行ってまいります。

また、観光施策につきましては、本町に所在する各種施設や豊かな自然を観光資源として実施してきたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響等による中止やキャンセル等による大きな打撃を受けております。このコロナ禍において、感染予防を継続しながらもアフターコロナ時代を見据え、反転攻勢施策の充実を図るため、スポーツツーリズム誘客促進事業をはじめ、一般観光や防災ツーリズムにも力を入れた新たな戦略を、観光ネットワークやNPO 砂浜美術館等の関連団体と連携して、推進していくこととしております。

その他、高規格道路の延伸に伴い、道の駅などの集客施設の機能強化も必須であるため、関係団体や先進地の取り組みに学びながら、早急な対応に努めてまいります。

次に、新産業の育成、町外市場の開拓。

町内事業者が新たな商品の企画や開発、販路拡大等、生産から販売に至る各段階において、新たな事業を行う際の個別支援や企業の持続化を図るため、コロナ交付金の活用を踏まえ地場産品外商力強化事業の予算を計上致しました。今後も、町内事業者の経営支援を黒潮町商工会とともに図ってまいります。

その他、ふるさと納税を活用した町外市場の開拓や、IT 企業と連携した企業誘致のモニターツアーの実施、黒潮町の魅力を発信するためのPR 動画の作成、ウェブサイト等による情報発信強化等、幅広く事業を展開してまいります。

次に、新しい人の流れをつくる、移住の促進について申し上げます。

まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに示した、2060年に人口6,800人を維持するためには、外部から人を呼び込むことにより、人口の社会減を徐々に抑えながら流出入の均衡を図っていく必要があります。引き続き施策の強化が必要であります。

移住を促進していくためには、移住相談会だけでなく移住ウェブサービスやSNSを活用して、今の時代に即した情報発信を行ってまいります。

また、定住に向けた住宅環境の整備を推進するため、町内の空き家のリフォーム費用を補助するほか、老朽住宅除去に係る補助事業を継続して予算計上しております。さらに、今後は住宅除去事業後の跡地利用の取り組みまで検討する必要もあり、一層の検討を重ねてまいります。

そのほか、令和4年度は地域おこし協力隊の活用を強力に推進するため、前年度より増額の予算を計上しております。地域課題の掘り起こしや、維持、活性化を推進し、そこから黒潮町への定住、定着を図ってまいります。

次に、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望を叶える施策。

結婚支援、妊娠、出産および子どもの健康のための環境整備について申し上げます。

厚生労働省の人口動態調査の概況によりますと、令和2年の平均合計特殊出生率は、全国で1.34、

高知県において1.48となっております。本県では全国数値を上回っておりますが、人口を保つために必要とされる人口置換水準の2.07からは乖離（かいり）があります。出生率の低下は未婚化と晩婚化が原因とされておりますことから、引き続き、出会い創出の交流型、体験型イベントを計画しているところでございます。

黒潮町における令和2年中の出生数は43人、前年比として12人減となっており、減少傾向が続く中、経済的要因や医学的要因により出産数が低下しているとも言われているため、不妊治療に取り組む方を応援する不妊治療補助金を引き続き行いながら、乳幼児医療費助成や義務教育期間の医療費助成等を含め、産前産後のサポートを厚く実施してまいります。

次に、子育て支援策の充実および子育て環境の整備についてです。

妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施するため、子育て世帯包括支援センターを設置し、児童福祉に係る多様化した課題に対応するため、関係機関と連携を密に図りながら取り組みを進めてまいります。

保育所運営においては、引き続き町内4園体制を維持しながら0歳児保育や延長保育を実施してまいります。大方中央保育所の給食調理委託の開始に合わせて、全園での完全給食に移行し、さらなる食育の推進を図るほか、保育所運営の質の向上を図るため、専門的知見を持つ講師による保育現場への助言および指導に係る経費の予算を計上し、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障してまいります。

そのほか、町内唯一の高等学校である大方高校を存続し、人材育成における教育現場とするため、令和3年度に引き続き、公設塾や女子サッカー一部指導者の招聘（しょうへい）、就学支援金、町外学生受入支援金の予算を計上致しました。また、学生寮建築の設計および不動産鑑定に係る費用の予算も計上しており、さらなる高校の魅力化および子育て環境の充実を図ってまいります。

次に、地域とともに安心して暮らし続けられる環境を作る、小さな拠点の形成について申し上げます。

地域で互いに支え合いながら安心して暮らし続けていける仕組みづくりのため、集落活動センターやあったかふれあいセンターを町内各所に設置しており、令和4年度においても各施設の運営費の予算を計上しております。

また、高齢化が進む中で、中山間地域を中心として交通弱者が増加することが予想されます。令和3年度策定の地域公共交通計画により、これまでの取り組みの評価と課題の洗い出しをしながら、将来にわたる持続可能な公共交通の構築を図ることとしております。

次に、健康的な生活の推進についてでございます。

病気には早期発見、早期治療が重要であるため、各種検診の実施は必要不可欠でございます。引き続き、受診勧奨を行いながら、健康的な生活の推進を図ってまいります。

介護保険事業特別会計では、介護予防施策として通所型短期集中運動機能向上サービスを実施し、心身機能の向上を図る取り組みを行っております。その結果、サービス利用者の多くで、運動機能や生活機能の改善が見られることから、令和4年度においても予算を計上しております。

現在、国の定める健康寿命延伸における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきましては、令和5年4月開始を目標に、関係部署が連携を図り、既存事業の整理と精査、および新たな施策の拡充を踏まえ、しっかりと取り組んでまいります。

また、喫緊では、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナワクチン接種の3回目令和4

年2月から始まり、順次、対応しているところでございます。令和4年度においても、引き続き、ワクチン接種を行うための事業に係る予算を計上しております。

次に、地域ぐるみによる安全、安心のまちづくりについてでございます。

少子高齢化社会の進展に伴う地域社会の変化により、生活課題や福祉課題が複雑、多様化してきており、公的なサービスでは十分に対応できない場面が多くなってきております。令和3年度より6つの拠点となりました、あったかふれあいセンターを中心とした町と地域、黒潮町社会福祉協議会、そしてNPO しいのみ等との連携や、町内企業との見守り協定の拡充、展開を推進してまいります。

次に、ふるさとづくりの推進についてでございます。

本町の各地域において受け継がれてきた伝統行事や文化をしっかりと後世に受け継ぐため、デジタルアーカイブとして地域伝統文化の保存を随時行っております。地域の伝統行事等は本町での暮らしをイメージする上で貴重な参考資料となることから、移住希望者に向けたPR素材としても積極的に活用してまいります。

次に、黒潮町総合戦略の創生基本計画以外の事項でございます。

まず、福祉基本計画アクションプラン、福祉基本計画についてでございます。

本計画は、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくり、来るべき少子高齢化社会に対応した黒潮町版地域包括ケアシステムの構築を本計画の基本目標としております。

令和4年度は具体的な実行計画となる第2期黒潮町地域福祉計画の最終年であり、令和5年度からの新計画を策定する重要な年でもあります。地域課題の洗い出しや個別、複合的対応など、課題解決の難しさはありますが、子ども家庭総合支援、権利擁護支援、要配慮者対策をはじめ、感染症対策等の喫緊の課題も組み入れながら、複雑、多様化する生活課題や福祉課題にスピード感を持って対応してまいります。

次に、教育基本計画アクションプランについてでございます。

まず、教育基本計画について。

本計画の柱をふるさと・キャリア教育とし、子どもの成長に地域総掛かりで積極的にかかわり、ふるさと貢献意識を育てることを具現化するため、人間関係の構築とコミュニティーの一員として自覚を持った児童生徒の育成を行ってまいります。

令和4年度は取り組み内容の精査、見直しを行い、地域おこし協力隊の制度を活用した学びの場クリエイターの配置を含め、各学校の特色に応じた事業実施のための予算を計上しております。

また、GIGA スクール構想における1人1台の端末環境により、授業等を行うデジタル教育の推進においては、児童生徒だけでなく教職員の負担軽減を図るため、ICT 支援員を引き続き配置することで、学びを保障し、創造性を育む ICT 教育環境の実現に取り組んでまいります。

そのほか、子育て支援施策とも重複しますが、保育所における質の確保、向上事業や考え方をデザインする本指導書作成等、多角的な視点からも、自らが学び考える、学び続ける力の育成を図ってまいります。

次に、防災基本計画アクションプランでございます。

まず、防災基本計画について。

防災対策においては、南海トラフ地震津波対策は黒潮町地域防災計画に基づき、避難タワーや避

難路等のハード面と、地域との協力による地区防災計画や避難所運営マニュアル等のソフト面の充実を図ってきたところでございます。引き続き、木造住宅耐震改修補助金、ブロック塀対策費補助金、家具転倒防止対策補助金の予算を計上し、耐震対策の必要性を周知し、徹底を図ってまいります。

土砂災害の対策は、平成30年度から土砂災害のワークショップを行い、順次、自主避難計画を作成しており、令和4年度も新たな地区を予定しております。

また、国は近年の気候変動による気象災害の激甚化、頻発化に対応するため、防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、令和3年度から集中対策を実施しております。この間の各種の財政措置を活用し、町にとって必要な対策をしっかりと行っていけるよう、努めてまいります。

その他、要配慮者対策、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行いながら、一般避難所だけでなく、福祉避難所等への避難所環境整備備品について、コロナ交付金を活用し、計画的な整備を行ってまいります。

町職員においては、防災力向上のため、職員防災訓練を通じて初動マニュアルの実効性と即応性を高め、非常時にしっかりと対応ができるように努めてまいります。

以上、各種施策についての説明とし、結びに一言申し上げます。

令和3年は、令和2年に引き続き激動のコロナ禍への対応に追われた1年であったと思います。本町と致しましては、開催が1年延期となった2020年東京オリンピック、パラリンピック開会後の経済効果や景気動向など、国全体の経済の動きを注視することとしておりましたが、景気の上向きをあまり実感することなく、9月の台風14号災害の発生、10月の衆議院議員選挙、以後、国の補正予算成立に伴う各種給付金の支給などの対応に追われつつ、新年を迎えることとなりました。また、新年になると、ご承知のとおり、高知県全域でまん延防止等重点措置期間が設けられる状況になり、閉塞感が漂う中で3回目のワクチン接種を実施しております。

このように、私たちがコロナ対策に多くの時間を費やす中、国際社会では、ロシアのウクライナ侵攻により、大変不安定な情勢が深まり、ウクライナやロシアに進出する日本企業は、生産や販売の停止を余儀なくされる等、大きな影響を受けております。一見、遠い地域での出来事のようにですが、私たちを取り巻く生活環境は常に国際社会の秩序に影響を受ける可能性を秘めております。

また、生活環境の改善により、さまざまな行政課題が解決されていく一方で、時間の経過とともに新たな課題も発生しております。そのため、日々の社会変化を敏感に捉えながら、さらなる施策の充実を図っていくことがこれからも重要でございます。

引き続き、地方自治法にある住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるため、既存事業の効果検証と整理を行いながら、知恵を絞り新たな施策の充実を図ってまいります。

最後になりましたが、黒潮町のさらなる発展に向けて、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまのより一層のご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます、私の令和4年度の施政方針と致します。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、11 番宮地葉子君、12 番小永正裕君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 16 日までの 13 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 3 月 16 日までの 13 日間に決定致しました。

日程第 3、議案第 50 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 84 号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてまでを一括議題とします。

なお、本日の議事につきましては、提案理由の説明のみとし、質疑および委員会付託については 3 月 7 日に行うものと致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (松本敏郎君)

それでは、令和 4 年 3 月第 22 回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきまして、説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第 50 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第 84 号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてまでの 35 議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の制定が 1 件、条例の一部改正が 7 件、令和 3 年度補正予算が 9 件、令和 4 年度当初予算が 13 件、指定管理者の指定が 1 件、郵便局の指定取り消しが 1 件、一部事務組合の規約の変更などが 3 件となっております。

それでは、議案第 50 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、国の人事院勧告により、国家公務員の給与法が改正される見込みであることに伴い、職員の期末手当を減額することについて、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 51 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、国の人事院勧告に伴い、読み替え元の黒潮町一般職の職員の給与に関する条例が改正されることから、一般職の職員の給与条例の改正内容との整合性を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例では規定する議会の議員の期末手当の支給率の改正につきましては、行わない改正案となっております。

次に、議案第 52 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、国の人事院勧告に伴い、読み替え元の黒潮町一般職の職員の給与に関する条例が改正されることから、一般職の職員の給与条例の改正内容との整合性を図るため、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例で規定する町長等の特別職の期末手当の支給率の改正につきましては、行わない改正案となっております。

次に、議案第 53 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、国の人事院勧告に伴うもので、非常勤職員の育児休業等の取得要件について、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 54 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、国の令和 2 年 12 月 25 日に策定されました自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき、自治体情報システムの標準化、共通化などを推進するために、企画調整室に新たにデジタル推進係を設置することについて、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 55 号、黒潮町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、国の地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについての通知に伴い、行政手続等における押印等の見直しを行うことで住民の負担を軽減し、利便性の向上を図るために条例を制定するものでございます。

次に、議案第 56 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額について、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 57 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、消防団を核とした地域防災力の充実強化に関する法律の改正に伴い、消防団の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬および費用弁償の支給などについて、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 58 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 3 億 4415 万 9,000 円を減額し、歳入歳出総額を 116 億 6,136 万 4,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、それぞれの事業の入札減や、決算見込みによる減額補正が主なものとなっております。

歳出の 2 款総務費では、ふるさと納税基金の積立金の充当調整などにより、4,261 万 6,000 円の増。

3 款民生費では、各事業の決算見込みにより 6,530 万 6,000 円の減。

4 款衛生費では、国民健康保険直診会計において、医師の給与等について調整し、繰出金の減を行うなどにより、4,397 万 8,000 円の減。

6 款農林水産業費は、園芸用ハウス整備事業費補助金など、各種事業の精算により 4,232 万 5,000

円の減。

7 款商工費は、中小企業等融資利子補給などの町内事業者への支援費の減により 2,787 万 2,000 円の減。

8 款土木費は、公営住宅建設費の減額などにより 1 億 682 万 7,000 円の減。

9 款消防費は、それぞれの事業による精算により 2,618 万 1,000 円の減。

10 款教育費は、人件費および管理費、事業費の精算により 1,981 万 4,000 円の減。

11 款災害復旧費は、入札減など実績見込みによる精算により 4,374 万円の減となっております。

これらの歳出に対する歳入は、分担金および国庫支出金、県支出金などの特定財源について、歳出の補助事業関連の決算見込みにより減額補正とし、財政調整基金および減債基金などにおいて収支の調整を行っております。

また、今年度も翌年度に繰り越して使用する繰越明許費を 25 件、総額 11 億 1,695 万 6,000 円を明許繰越としております。

次に、議案第 59 号、令和 3 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 708 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2,340 万 4,000 円とするものでございます。

この増額の主な要因は、繰越金等の積立金の増によるものでございます。

次に、議案第 60 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から、歳入歳出それぞれ 7,973 万 2,000 円を減額し、歳入歳出総額を 14 億 4,194 万 8,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、実績見込みによる人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第 61 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 170 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 18 億 138 万 6,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、県からの保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

次に、議案第 62 号、令和 3 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 146 万 7,000 円を減額し、歳入歳出総額を 2 億 1,438 万 1,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、保険基盤安定負担金額の確定に伴う、保険基盤安定繰入金および後期高齢者医療広域連合納付金の減額によるものでございます。

次に、議案第 63 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 4,133 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4,620 万 1,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、医師の給与に係る経費等について調整を行ったものでございます。

次に、議案第 64 号、令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

きます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ1,055万6,000円を減額し、歳入歳出総額を17億7,478万3,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの各事業に係る歳出額の実績から見込額の調整を行ったことによるものでございます。

次に、議案第65号、令和3年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,866万8,000円とするものでございます。

この増額の主な要因は、これまでの実績により見込額の調整を行ったことによるものでございます。

次に、議案第66号、令和3年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、第4条で定めた既決の収入に686万9,000円を追加し、総額を9,397万6,000円とし、歳出を、106万7,000円を追加し1億7,308万6,000円とするものでございます。

この増額の主な要因は、企業債および建設改良費の増によるものでございます。

次に、議案第67号、令和4年度黒潮町一般会計予算について説明させていただきます。

令和4年度の予算編成に当たりましては、基本方針および黒潮町総合戦略に基づくとともに、新型コロナウイルス感染症における感染予防の継続と、アフターコロナの時代を見据えた経済対策の推進、製造業と一次産業を軸にした新産業創造事業の取り組み、妊娠期から子育てまでの包括的な支援体制の強化、黒潮町版地域包括ケアシステムの深化による地域社会の構築、自ら考え判断し行動できる力、学び続ける力の育成、全ての自然災害に対する防災・減災施策の推進、移住・定住対策の推進および安全な住宅地の形成、高規格道路の早期完成と関連事業の推進、そして、カーボンニュートラル社会などSDGsの展開とデジタル・トランスフォーメーション活用による、新しい時代に対応したまちづくりの推進の9点を重点項目とし、住民ニーズにきめ細かく対応できるよう予算計上を行っております。

それでは、収支の状況の概略をご説明致します。

令和4年度一般会計当初予算は107億5,000万円で、前年度比1.6パーセント、1億8,000万円の減額となっております。

歳入の自主財源は、町税が7億9,860万8,000円、繰入金8億8,597万2,000円など、32億1,314万6,000円を見込み、依存財源としては、地方交付税42億円、国庫支出金11億7,424万3,000円、県支出金8億4,607万1,000円など、75億3,685万4,000円を見込んでおります。

また、各種交付金等は令和4年度税制改正などをふまえて試算し、寄附金は、ふるさと納税を10億円と見込んでおります。

町債は9億5,300万円、繰入金は、財源不足を補うための財政調整基金から4億2,067万3,000円などの繰り入れを予定しております。

歳出のうち義務的経費は、人件費が16億8,859万8,000円、公債費が15億8,405万6,000円、扶助費が6億243万7,000円など、38億7,509万1,000円を計画し、投資的経費としては普通建設事業費16億8,885万3,000円など、17億2,441万8,000円を計上しております。

また、令和4年度末の一般会計に属する地方債現在高は112億8,632万7,000円の見込みとなっております。

次に、議案第68号、令和4年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1,578万2,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして54万円、率にして3.3パーセントの減となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第69号、令和4年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ14億6,694万3,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして3,194万2,000円、率にして2.1パーセントの減となっております。

内容は、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第70号、令和4年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ17億5,866万4,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして2,213万1,000円、率にして1.2パーセントの減となっております。

この減額の主な要因は、県に納付する国民健康保険事業費納付金の減額によるものとなっております。

累積赤字は解消しておりますが、被保険者の減少、前期高齢者の増加、医療の高度化などから、今後の収支見通しにおいても厳しくなることが想定されていることから、本年において、国保料値上げの税率改正の試算を行うこととしております。

次に、議案第71号、令和4年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億2,563万7,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして978万9,000円、率にして4.5パーセントの増となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第72号、令和4年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ7,377万4,000円とするものでございます。

前年比では、金額にして1,375万9,000円、率にして15.7パーセントの減となっております。

この減額の主な要因は、診療収入の減額によるものとなっております。

次に、議案第73号、令和4年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ266万8,000円とするものでございま

す。

前年度比では、金額にして10万6,000円、率にして3.8パーセントの減となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第74号、令和4年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ17億9,452万2,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして6,178万1,000円、率にして3.6パーセントの増となっております。

内容につきましては、昨年度と同様となっております。

次に、議案第75号、令和4年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ1,852万1,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして11万円、率にして0.6パーセントの減となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第76号、令和4年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ7,072万6,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして2,064万2,000円、率にして41.2パーセントの増となっております。

この増額の要因は、公営企業会計への移行に伴う委託費と、施設の長寿命化を図るための機能強化工事の増によるものでございます。

次に、議案第77号、令和4年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ643万2,000円とするものでございます。

前年度比では、金額にして105万円、率にして19.5パーセントの増となっております。

この増額の要因は、施設の修繕費用の増によるものでございます。

次に、議案第78号、令和4年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億9,059万2,000円とするものでございます。

前年度比では金額にして794万7,000円、率にして2.8パーセントの増となっております。

内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第79号、令和4年度黒潮町水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、収益的収入および支出である第3条予算で、歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,968万9,000円とするものでございます。

資本的収入および支出である第4条予算の施設の整備、改良と致しましては、佐賀生活基盤事業、および上川口取水池へのドレン設置工事などでございます。

次に、議案第 80 号、黒潮町和紙工房施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、拳ノ川若山地区を中心に栽培される楮（こうぞ）を原料にした和紙の生産加工施設であり、集落活動センター佐賀北部の活動施設として使用することで、地域の伝統や産業を守りながら、地域の活性化に資することを目的に当協議会が運営をしてみいりましたので、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条により、高知県幡多郡黒潮町拳ノ川 46 番地の 1、黒潮町佐賀北部活性化推進協議会会長、大石正幸を、公募によらない指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 4 年 4 月 1 日より令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 81 号、黒潮町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて説明させていただきます。

この指定につきましては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律に基づき、平成 20 年度より特定の事務を委託しておりましたが、固定費および一般管理費値上げに伴い、一件当たりの交付経費が現行の 65 倍にもなるため、総合的に判断をし、指定を取り消すものでございます。

次に、議案第 82 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について説明させていただきます。

この組合規約につきましては、高知縣市町村総合事務組合の構成団体が脱退をすることにより、規約を変更するものでございます。

次に、議案第 83 号、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について説明させていただきます。

この財産処分につきましては、高幡東部清掃組合に帰属させることとして、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第 84 号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について説明させていただきます。

この財産処分につきましては、構成団体に還付することとして、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございますが、議会最終日に、教育委員会の委員の任命 1 件、および農業委員会の委員の任命 14 件、副町長の任命 1 件、固定資産評価員の選任 1 件、計 17 議案を追加させていただく予定となっておりますので、よろしくお願い致します。

なお、この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議の上、適切なお決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

この後、提案理由の補足説明を行いますけれども、この際、10 時 45 分まで休憩します。

休 憩 10 時 28 分

再 開 10 時 45 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、議案第77号、令和4年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての補足説明をさせていただきます。議案書は42ページです。また、表紙がグレーの予算書をお開きください。

それでは、予算書にて補足説明を致します。

当初予算の概要につきましては、全体加入件数を23世帯30人と想定し、年間の使用水量を3,300立米と見込んでおります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

本予算につきましては、第1条にて、歳入および歳出予算の総額をそれぞれ643万2,000円と定めるものです。

それでは、詳細につきまして、説明をさせていただきます。8ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

歳出、1款事業費、1項1目、事業費になりますが、維持管理経費と致しまして296万2,000円を計上しております。

これにつきましては、令和3年度予算の決算見込み額に対して、新たに施設の排水ポンプ修繕料を加算して計上をしております。

次に、2款公債費、1項の公債費になりますが、327万円を計上しております。

続きまして、歳出に係る歳入になりますが、6ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金、1項1目の集落排水事業分担金になりますが、前年度と同様に、枠取りの予算と致しまして1,000円を計上しております。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目の集落排水施設使用料につきましては72万円を、令和3年度予算の決算見込み額にて計上を行っております。

次に、3款繰入金、1項1目の一般会計繰入金につきましては569万4,000円を計上しております。

以上になります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、議案第66号、令和3年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、補足説明を致します。このような予算書のご用意をお願い致します。議案書は、31ページでございます。

補正予算書の1ページの方をお開きください。

第4条予算では、第1款資本的収入の第1項企業債の予算額を686万9,000円増額し、合計を5,420万円とするものでございます。

下段の第2款資本的支出につきましては、第1項建設改良費の予算額を106万7,000円増額をし、合計を7,423万4,000円とするものでございます。

次に、最後の10ページの補正予算事項別明細書をお開きください。

上段の資本的収入の1項1目、企業債につきましては、入野地区での配水管新設および布設替工事に伴います686万9,000円の増額でございます。

下段の資本的支出の1項1目、拡張改良費につきましては、高規格道路事業の本線工事等に支障

となります、上川口の配水池への送水管移設工事設計委託業務におきまして、新たに4級基準点測量が必要となりまして106万7,000円の増額でございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。

ここからは財務諸表になります。

今回の資金的収入および資金的支出の補正予算に伴いまして、1年間の現金の動きを表しましたキャッシュフロー計算書、次の5ページは、会計期間におけます経営成績を表しました予定損益計算書、および6ページから9ページにかけては、期末時点におけます財政状態を表しました予定貸借対照表を記載しておりますので、ご確認の方をよろしくお願い致します。

以上で、議案第66号の補足説明を終わります。

次に、議案第79号、令和4年度の黒潮町水道事業特別会計予算について、補足説明を致します。予算書の方のご用意をお願い致します。色の方は同じで、令和4年度の当初になります。

議案書の方は、44ページでございます。

予算書の表紙の次に、目次を付けていますのでお開きください。

この中で、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表が主要財務3表になります。

次に、1ページをお開きください。

ここには、第1条に総則と致しまして、令和4年度黒潮町水道事業特別会計予算は次に定めるところによる、としています。

第2条には、業務の予定量を掲載をしております。

令和4年度の給水栓数は、6,243栓でございます。

年間給水量は125万6,904立方メートルで、1日平均給水量としましては3,444立方メートルでございます。

次に、第3条予算の収益的収入及び支出の予定額について、ご説明を致します。この予算はご家庭に水をお届けするための費用でございまして、給水収益等により運営する予算でございます。

ここでは、収入、支出の総額を2億6,968万9,000円にするものでございます。内容につきましては、30ページから35ページの事項別明細書の方に記載をしています。

まず、収入をご説明致します。30ページの方をお開きください。

営業収益の給水収益につきましては、水道使用料金2億1,245万3,000円、給水栓6,243栓分を計上しています。対前年比で747万8,000円の増額となっております。

なお、水道使用料金につきましては、令和3年度の実績見込額により算定をしております。

営業外収益の長期前受金戻入につきましては、5,131万1,000円を計上をしています。

続きまして、32ページから35ページの支出についてご説明致します。

32ページをお開きください。

支出につきましては、例年どおり営業費用においては、水源池施設等の電気料や水質検査手数料、職員の人件費、および各種委託料や減価償却費等を計上しております。

34ページをお開きください。

委託料の変更認可申請書作成委託業務につきましては、上川口取水池への急速ろ過施設設置計画に伴います、浄水方法の変更届出書作成に係るものでございます。

また、35ページの営業外費用においては、企業債の償還の利息の方を計上しております。

次に、第4条予算の資金的収入および支出の予定額についてご説明を致します。

この予算につきましては、水道施設を整備、改良するための費用でございまして、将来の事業運営を行うための投資的予算でございます。

先に支出からご説明をさせていただきます。37 ページの方をお開きください。

建設改良費は5,161万8,000円を計上しておりまして、対前年比で1,238万6,000円の減額となっております。

この主な要因としましては、佐賀生活基盤事業の減額によるものでございます。

令和4年度の主な実施事業につきましては、上川口取水池への濁度計、ドレンの設置工事、入野地区配水管新設工事、および鞭の取水井のポンプ取替工事等でございます。

収入につきましては36ページに記載をしておりますので、ご確認の方をお願い致します。

恐れ入りますが、2ページの方にお戻りください。

第4条予算では、カッコ書きに記載をしておりますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,443万3,000円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金、および当年度分の消費税および地方消費税、資本的収支調整額で補てんを致しております。

次に、少し飛びます。16ページの水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書についてご説明を致します。

当計算書につきましては公営企業法の改正により義務付けられたものでございまして、1年間の現金の動きを表したものです。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しています。

17ページの2の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、増減資による資金の収入、支出および借入、返済による収入、支出など、資金の調達および返済の方法を表しています。

下段の、資金の期首残高、令和4年の4月1日になりますけど。これにつきましては、2億9,658万3,584円は令和3年度予定貸借対照表、21ページの方になりますけど、その2行目の現金預金の額となります。

また、資金の期末残高、これは令和5年の3月31日になりますけど。これにつきましては、2億9,306万3,640円は令和4年度の予定貸借対照表、ページ数で言いますと25ページになります。同じく、25ページの2行目の現金預金の額となります。ご確認の方をまたお願いします。

18ページから19ページには、令和3年度および令和4年度の営業収益と営業費用を表しました予定損益計算書の方を記載をしておりますので、ご確認をよろしく申し上げます。

次に、24ページからの令和4年度予定貸借対照表についてご説明を致します。24ページの方をお開きください。

固定資産および流動資産の合計は、次の25ページの7行目になります、31億6,854万5,461円となっております。

負債合計は、26ページの最後の行になりますが、24億1,450万4,164円となっております。

資本の合計は、27ページの下から2行目になります。7億5,404万1,297円となっており、負債と資本の合計が31億6,854万5,461円となりまして、先ほどの資産合計と合致しておりますので、バランスが取れているということになります。

最後に、28 ページには、重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載をしています。

これは、損益計算書および貸借対照表の作成に当たって、その財政状況および経営状況を正しく示すために採用しました、会計処理の原則および手続ならびに表示の方法を記載したものでございます。

以上で、議案第 79 号の補足説明を終わります。先ほどの議案第 66 号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは私からは、議案第 63 号、72 号、73 号、80 号の 4 議案について、補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第 63 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明をさせていただきます。議案書の 28 ページ、予算書は、後ろに添付している薄いピンク色の表紙の国保直診特会の予算書をご覧ください。

当予算につきましては、直営の拳ノ川診療所の運営に係るものであり、歳入歳出予算をそれぞれ 4,133 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,620 万 1,000 円とするものであります。

まず、歳出について説明をさせていただきます。予算書の 8 ページをご覧ください。

総務費の一般管理費です。

募集中の拳ノ川診療所の常勤医師ですが、本年度中の採用には至らなかったことに伴いまして、計上しておりました常勤医師の 2 節給与から 4 節共済費までと、会計年度任用職員の 1 節報酬を合わせまして 2,933 万 2,000 円を減額致します。

また、12 節委託料につきましては、現在、幡多医師会や高知県へき地医療支援機構などから 5 名の医師を派遣していただいておりますが、3 月末の代診委託料の実績見込みで 200 万円を減額し、総務費と合わせまして 3,133 万 2,000 円を減額するものです。

下段、9 ページの医業費の医療用衛生材料費につきましては、昨年 7 月から薬を院外処方に変更したことに伴い、新たに購入する医薬品が少なくなったことから、3 月末の実績見込みで 1,000 万円を減額し、総務費と合わせまして 4,133 万 2,000 円を減額するものであります。

歳出につきましては、おおむね実績見込みによるものであります。

次に、歳入について説明をさせていただきます。予算書の 6 ページにお戻りください。

まず、1 款診療収入の外来収入です。拳ノ川診療所に来られた患者さんが窓口で直接払っていた医療費になります。

健康保険組合ごとに分かれておりまして、4 つ合わせまして 710 万円の減額になっています。減額の主な理由は、コロナの影響を受けまして長期診療が多くなったことにより 1 人の患者さんの受診回数が減ったことと、薬の院外処方への変更により薬代が減ったことが主な原因であります。

次に、繰入金です。国保特会との調整による県からの調整交付金が増えたことにより、事業勘定繰入金のへき地直営診療所運営費に係る繰入金が 36 万 2,000 円の増額、これら歳入歳出の収支の調整を図るために一般会計から繰り入れる繰入金が 3,459 万 4,000 円の減額、診療収入と合わせまして 4,133 万 2,000 円を減額するものであります。

議案第 63 号の説明は以上でございます。

次に、議案第 72 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明をさせていただきます。議案書は 37 ページ、予算書は後ろに添付している薄いピンク色の表紙の直診特会の予算書をご覧ください。

当予算におきましては、直営の拳ノ川診療所の運営に関する予算でありまして、歳入歳出とも同額の 7,377 万 4,000 円を計上しております。前年度に比べ 1,375 万 9,000 円の減額、率にして 15.7 パーセントのマイナスとなっております。

まず、歳出について説明をさせていただきます。予算書の 9 ページをご覧ください。

1 款総務費です。常勤医師を含む一般職 3 名の給与と、看護師などの会計年度任用職員の報酬、高知県へき地医療支援機構から派遣していただいている医師の代診委託料を含む一般管理費が 6,695 万 6,000 円であり、昨年度と大きな違いはありません。

次に、12 ページ。

2 款医業費につきましては、医療機器の保守点検や、患者さんに処方する医薬品の購入に係る経費ですが、昨年 7 月からの院外処方への変更に伴い、医薬品の購入が減ったことにより 1,240 万 1,000 円減額致しまして 469 万 9,000 円を計上しております。

その他、公債費と予備費につきましては昨年度とほぼ同額を計上しており、大きな違いはございません。

次に、歳入について説明をさせていただきます。予算書の 6 ページにお戻りください。

1 款診療収入です。各種健康保険組合に加入している患者さんから頂く診療収入が 913 万 2,000 円減額の 833 万 2,000 円、5 款繰入金は、歳入歳出の収支の調整を図るための一般会計繰入金が 6,113 万 9,000 円、へき地直営診療所運営費として国保特会から繰り入れる事業勘定繰入金が 400 万円などとなっております。

なお、診療収入が前年度より 900 万円以上少なくなっておりますけれども、これは先ほども申しましたとおり、コロナの影響で一人当たりの受診回数が減ったことと、昨年の 7 月に薬の院外処方へ切り替えたことにより、患者さんが窓口で支払う薬代が減ったことによることが最大の要因となっております。

議案第 72 号の説明は以上でございます。

次に、議案第 73 号、令和 4 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

議案書は 38 ページ、予算書は後ろに添付している黄土色の表紙の住新特会の予算書をご覧ください。

当予算につきましては、過去に行った同和対策事業により、住宅の立ち退き等にあつた方が新たに住宅を建てる際、その土地の購入費や建物の建築資金に対し貸し付けを行ったものであります。現在は貸付金の回収のみで、新たな貸し付けはございません。また、金額についても昨年度と大きな違いはございません。

歳入歳出とも、同額の 266 万 8,000 円を計上しております。昨年度からは 10 万 6,000 円、率にして 3.8 パーセントの減額となっておりますが、これは債務者の弁済が一定進んだことにより償還額が少なくなったことによるものであります。

まず、歳出について説明をさせていただきます。予算書の 8 ページをご覧ください。

1 款総務費です。貸付金の回収に係る旅費や需用費、役務費などの事務的経費が8 節から 11 節まで合わせまして 42 万 9,000 円、債務者からの償還金の一部を一般会計へ繰り入れるための 27 節繰出金が 193 万 9,000 円であります。

なお、事業を行ったときに借り入れた起債の償還に係る 2 款公債費につきましては令和 3 年度をもって終了致しましたので、令和 4 年度からはありません。

次に、歳入について説明させていただきます。予算書の 6 ページにお戻りください。

1 款県支出金です。償還業務の事務費に対する償還推進助成として、県補助金が 18 万円、債務者からの弁済による貸付金収入が元金と利息を合わせまして 248 万 4,000 円となっております。

議案第 73 号の説明は以上でございます。

最後に、議案第 80 号、黒潮町和紙工房施設の指定管理者の指定について、補足説明を致します。議案書の 45 ページをご覧ください。

黒潮町和紙工房施設は、平成 28 年度に高知県集落活動センター推進事業の補助金を受けて建設された施設であります。当施設は、黒潮町拳ノ川若山地区を中心に栽培される楮（こうぞ）を原料にした和紙の生産加工施設であり、集落活動センター佐賀北部の活動施設として使用することで、地域の伝統や産業を守りながら、地域の活性化に資することを目的に設置された施設であります。

集落活動センター佐賀北部は、拳ノ川小学の校区の 8 集落と鈴地区を加えた 9 集落の区長や有志で組織する黒潮町佐賀北部活性化推進協議会が運営主体であり、若山楮部会、食部会、柚子部会の 3 部会がそれぞれの活動を通して地域活性化に資する活動を行っております。

若山楮部会が生産した和紙は、その品質が良いことから文化庁や県外の紙の卸問屋から多くの注文を受けております。この品質の高さは、昭和 30 年台まで当地域で盛んに行われていた良質な楮（こうぞ）栽培の歴史を基に、蒸しはぎや黒皮へぐり等の伝統工法を継承する方がいることが大きな要因であり、この生産技術を継承するのが現在の若山楮部会のメンバーであります。

また、若山楮部会は佐賀北部活性化推進協議会の発足以前から精力的に活動をしておりまして、町内の複数の小学校の卒業証書を自分たちですいた和紙で作る取り組みを行うなど、地域の文化や産業を継承する活動を実践しております。この若山楮部会を統括するのが、黒潮町佐賀北部活性化推進協議会であります。

このような経過を踏まえまして、黒潮町佐賀北部活性化推進協議会を第 1 回目の指定管理者と致しまして平成 29 年 3 月議会においてお認めをいただいたところであり、5 年間の指定期間が本年 3 月 31 日をもって満了することから、再度、指定管理者として提案をさせていただきました。

なお、黒潮町佐賀北部活性化推進協議会を指定管理者とすることにつきましては、去る 2 月 9 日に開催した黒潮町指定管理者選考委員会において、公募によらない指定管理者として承認をいただいているところでもあります。

指定管理者として指定する団体は、高知県幡多郡黒潮町拳ノ川 46 番地 1、黒潮町佐賀北部活性化推進協議会会長、大石正幸です。

指定期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

それでは、議案第76号、令和4年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書の方は41ページです。また、予算書につきましては緑色の予算書を見てください、1ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,072万6,000円とするものです。また、対前年度比は金額にして2,064万2,000円の増額、率にして41.21パーセントの増となっています。

増額の主な要因は、令和6年度に公営企業会計に移行するための委託を行うためと、農業集落排水施設の長寿命化を図るための機能強化工事の増額のためです。

それでは、詳細について説明させていただきます。主に、前年度と変更になっている部分について説明を致します。

9ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

まず、歳出、1款農業集落排水費、1項1目、農業集落排水総務費ですが1,152万2,000円を計上しており、前年度の比較では1,140万円の増額となっております。これは、公営企業会計移行委託1,140万円の計上によるものです。

次に、2項1目の農業集落排水維持費ですが、3,126万1,000円を計上しており、前年度比924万1,000円の増額となっております。

内容としましては、10節の需用費の消耗品が5,000円の増額、10ページの11節の役務費の通信運搬費が12万6,000円の増額、12節の委託料の水質検査委託が11万円の増額、機能強化工事設計委託が40万円の増額、14節の工事請負費の機能強化工事860万円の増額によるものです。

これらは、前年度の実績見込額み、および令和2年度に作成した機能強化計画書に基づき、機能強化工事を行うものです。

次に、2款1項、公債費は起債償還計画に基づいた年度別の公債費の元金と利子の合計で、2,774万3,000円を計上しています。

これに対する歳入ですが、6ページをお開きください。

1款1項1目の農業集落排水事業費補助金ですが、この補助金については、歳出の機能強化工事に係る補助金1,000万円を見込んで計上しています。

次に、3款1項1目の農業集落排水使用料については、令和3年度の実績を見込んで632万円を計上しました。前年度比では10万円の減となっています。

次に、7ページの4款1項1目の一般会計繰入金ですが5,418万円で、公営企業会計へ移行するための委託と機能強化工事の増額により1,674万2,000円の増となっています。

以上で、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、議案第57号、第78号の2件について、補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第57号、黒潮町消防団の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例について補足説明致します。議案書は20ページから22ページ、新旧対照表は参考資料36ページから40ページとなります。

消防団を中核としました地域防災力の充実強化に関する法律第13条におきまして、国および地方公共団体は、消防団の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬

および費用弁償の支給がされるよう、必要な措置を講ずるものとする、とされています。適切に取り組むよう、消防庁より消防団員の報酬等の見直しを検討するよう求められております。

このことを踏まえまして、消防団員の処遇改善のため、また、消防団員確保や消防団の実態に沿った条文となるよう、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明致します。参考資料の36ページをお開きください。

任用におきまして、第3条第1号、当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者を町の区域内又は近郊に居住し、又は勤務する者で、消防団活動に従事することができるものに、欠格事項に関する第5条第3号中の、生活することを、生活し、消防団活動に従事することができない状態に改め、出動に関する第9条本文中の直ちにを削り、従事しなければならないに従事するものとする、同条ただし書き中、水火災その他災害を、災害（水害、火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生に改めるものでございます。

37ページをご覧ください。

第13条により報酬及び費用弁償を別表により定めていたものを、第13条に報酬、第14条に費用弁償としてそれぞれ本文に定めることとし、報酬を第13条第1項により、団員の報酬は年額報酬及び出動報酬とするに改めるものでございます。

同条第2項により、団員には、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の年額報酬を支給すると定め、同項第1号に、これまで年額15万円であった団長報酬を15万2,000円、第2号に、7万3,000円であった副団長報酬を10万5,000円、第3号に、6万4,000円であった分団長報酬を7万9,000円。これまでは一律3万5,000円としていましたその他団員報酬を、第4号で副分団長4万9,000円、第5号で部長4万2,000円、第6号で班長3万8,000円、第7号でその他の団員3万6,500円に、区分を分け改正するものでございます。

次に、第3項では、団員の年額報酬の支給の始期および終期については、年額を12で除して得た額をもって月額報酬が定められているものとした場合における黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によるものとする。

第4項では、団員が、災害及び団長が招集をした警戒、訓練等の職務に従事したときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の出動報酬を支給する。この場合において、同日に複数の職務に従事したときは、最も高い日額の出動報酬を適用するものとして、警戒、訓練等の職務従事に関しこれまで7つの種別により2,000円から5,000円としていたものを、第1号で災害の場合、日額8,000円、第2号で警戒の場合、日額3,500円、第3号で訓練の場合3,500円、第4号で会議の場合3,500円に改めるものでございます。

38ページをご覧ください。

第5項では、団員が、団長が招集をしない訓練に従事した場合において次の各号のいずれにも該当する場合は、前項第3号に規定する出動報酬を支給するとし、第1号で町長が認める訓練であること、第2号で町長が訓練に必要な団員であると認める者としています。

費用弁償について、第14条第1項、団員が前条第4項及び第5項に規定する出動報酬を支給する職務に従事したときは、費用弁償として旅費を支給するものとし、その額は、黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例に規定する額とする。及び、第2項前項の場合を除き団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例

により支給するを、第15条として、第13条に規定する報酬及び前条第1項に規定する費用弁償の支給方法は、前期と後期に分けて支給する、を加えるものでございます。

この2条を第13条の次に加えることで、第14条を第16条に、第15条を第17条に、それぞれ繰り下げるものでございます。

また、本則に第18条としてこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるの1条を加え、別表（第13条関係）を削るとしております。

本条例内の報酬につきましては、幡多中央消防組合におきまして共同処理することとされていまず消防団事務について、同組合を構成する四万十市と調整の上、統一した額としております。

続きまして、議案第78号、令和4年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は43ページとなります。予算書の方は、若草色の予算書となります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

この予算は、黒潮町情報センターの設置及び管理運営に関するものであり、歳入歳出それぞれ2億9,059万2,000円とするものでございます。これは、対前年度比として、金額にして794万7,000円、2.81パーセントの増額の予算となっております。

それでは、詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。8ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費で16万9,000円の増額となっておりますのは、報償費、旅費の増額が主な原因です。

1節報酬、3節職員手当では、会計年度任用職員3名分を計上しており、合わせて656万3,000円となっております。

7節報償費、8節旅費では、次期の通信サービス提供事業者選定の際の有識者アドバイザーの参画費用として、その他報償費10万円、費用弁償19万8,000円を計上しております。

一般管理費の中では、10節需用費の電気料415万4,000円が大きなものとなっております。

1款1項2目、財産管理費で1,219万8,000円の増額となっておりますのは、委託料の増額によるものでございます。

11節役務費では、伝送路の保守料2,414万8,000円が主なものでございまして、内訳は、ネットワーク保守2,400万円、電気保安全管理14万8,000円となっております。

12節委託料では、光ネットワーク運用の基本的な保守委託料2,735万4,000円が主なもので、その内容は、通信設備運用費、放送設備運用費および線路監視費等となっております。

委託料の大幅な増額の要因となっておりますのは、光回線の終端装置交換委託によるものでございます。これは、今後の通信サービス提供事業におきまして、現在の装置の規格では旧規格となり対応できないことから、委託により交換するものでございます。

13節使用料及び賃借料は、四国電力およびNTTの電柱共架料および土地使用料で、前年度と同額となっております。

10ページ。

2款1項1目、放送サービス提供事業は25万8,000円の増額となっております。これは、昨年度整備した自主放送設備の保守費用が令和4年度より必要となることから、11節役務費の保守料により23万6,000円を計上したことが主な原因となっております。

2款1項2目、通信サービス提供事業では424万1,000円の増額でございます。これは、中継回

線の増速化に伴う 11 節役務費通信運搬費の増額と、初期費用に係る 12 節委託料 276 万 1,000 円を計上したことによるものでございます。

3 款 1 項、公債費は 819 万 9,000 円の減額となっております。これは、情報基盤整備事業の償還金の減額によるものでございます。

1 目の元金では 796 万 4,000 円の減、2 目の利子では 95 万 5,000 円の減となっております。

4 款 1 項 1 目の予備費につきましては、前年度と同額の 100 万円を計上させてもらっています。

続きまして、歳入について説明させていただきます。お戻りいただきまして、6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、サービス使用料は 719 万 8,000 円増となっております。これは、テレビ放送加入者が令和 3 年度より 72 件増の 2,481 件、インターネット加入者が令和 3 年度より 121 件増の 1,741 件を、それぞれ見込んだものが主な要因となっております。

1 款 2 項 1 目、サービス加入金は 21 万 2,000 円の増額となっております。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 1 億 6,318 万 1,000 円で、43 万 3,000 円の増額となっていて、昨年度とほぼ同程度の額を見込んでおります。

3 款 1 項 1 目、雑入につきましては 10 万 4,000 円の増額となっております。これは、ケーブル内の芯線利用料の実績によるものでございます。

4 款 1 項 1 目、繰越金につきましては、昨年と同額となっております。

以上、議案第 57 号、78 号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、議案第 59 号および議案第 68 号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第 59 号、令和 3 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について、補足説明を致します。議案書は 24 ページ、予算書は青色の表紙のものをご覧ください。

予算書 1 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出共に 708 万 2,000 円追加し、歳入歳出予算の総額を 2,340 万 4,000 円とするものです。

補正の内容について説明を致します。予算書 7 ページ、歳入歳出事項別明細書の歳出の欄をご覧ください。

1 款 1 項 1 目 20 節、貸付金を 170 万円減額し、1,346 万 5,000 円としました。貸付金減額の理由は、当初 1,516 万 5,000 円の貸し付けを見込んでいましたが新規貸与希望者が少なく、新規高校生 5 人予定をしておりましたが 3 人、そして、新規大学生等 15 人を予定しておりましたが 8 人ということになりました。従いまして、それによる減額でございます。

続きまして、2 款 1 項 1 目 24 節、積立金を 878 万 2,000 円増額し 993 万 9,000 円とするのは、貸付金戻入現年分および滞納繰越分歳入額に基づく令和 3 年度決算見込額算出の余剰分として貸付金減額の 170 万円と、令和 2 年度繰越金の増額分 708 万 2,000 円を宮川奨学資金積立金として支出するものです。

予算書 6 ページ、歳入歳出事項別明細書の歳入の欄をご覧ください。

先ほど説明致しました、前年度の繰越金 708 万 2,000 円を計上致しました。

以上、議案第 59 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 68 号、令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は 33 ページ、予算書は同じく青色のものになります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

今年度の予算額は、歳入歳出ともに総額 1,578 万 2,000 円としています。

事項別明細書に基づき説明を致します。予算書は、8 ページの歳出の欄をご覧ください。

1 款 1 項 1 目 20 節、奨学金の貸付金は総額で 1,452 万円を計上致しました。

この内訳は、継続貸付者のうち高等学校通学者が 7 件、168 万円、大学通学者が 18 件、624 万円、令和 4 年度から新規に貸し付ける者のうち、高等学校通学者を 5 件、120 万円、短期大学および大学通学者を 15 件、540 万円、合計 45 件、1,452 万円を見込んでいます。

続きまして、歳入についてご説明を致します。予算書は 6 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目 1 節、貸付金戻入現年分は 1,492 万円、滞納繰越分を 80 万円と見込み、合計で 1,572 万円を計上致しました。

令和 4 年度も、貸付額に対して貸付金戻入額が上回るため、121 万 7,000 円の基金の積み立てを予定しております。

以上、議案第 68 号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第 64 号、65 号、74 号、75 号について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 64 号の、令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は、29 ページとなります。オレンジ色の予算書をお願いします。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 1,055 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 17 億 7,478 万 3,000 円とするものです。

補正の主な理由は、これまでの各事業に係る歳出額の実績から見込額の調整を行ったことによるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。11 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の 1 項 1 目、一般管理費につきましては、係の人件費や事務費等について、これまでの実績から見込み額を調整しており、1 款総務費につきましては、総額で 236 万 6,000 円の減額となっております。

3 款地域支援事業費につきましても、これまでの各事業の実績から見込み額の調整を行い、11 ページから 12 ページにかけての 1 項介護予防・生活支援サービス事業費では 361 万 1,000 円の減額を、また、12 ページ下段から 13 ページの 2 項一般介護予防事業費では、214 万 3,000 円の減額を行っております。

13 ページ下段からの 3 項包括的支援事業・任意事業費では、2 目から 7 目にかけてのそれぞれ事業におきまして、実績から見込み額の調整を行い、全体で 243 万 6,000 円の減額を行うものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページにお戻りください。

歳入予算の補正につきましては、歳出見込み額の調整により、それぞれの負担割合に応じた歳入予算の財源の調整を行っております。

1 款保険料につきましては、167 万 5,000 円の減額により、保険料全体の歳入予算額を 2 億 7,143 万 7,000 円に調整しております。3 款国庫支出金では、2 目の介護予防・日常生活支援総合事業と 3 目のそれ以外の地域支援事業費に分け、それぞれの負担割合により総額 214 万 9,000 円の減額調整をしております。

以下同様に、4 款支払基金交付金は 130 万 8,000 円を、また、5 款県支出金は 107 万 4,000 円を減額調整しております。

9 ページの 7 款繰入金の 1 項一般会計繰入金および 2 項基金繰入金では、それぞれに歳出額との調整を行い、補正後の額を 2 億 8,293 万 9,000 円としており、繰入金全体の額を 3 億 1,348 万 9,000 円に調整をしております。

以上で、議案第 64 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 65 号、令和 3 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は、30 ページとなります。薄だいたい色の予算書をお願いします。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 3 万 7,000 円を増額し、総額を 1,866 万 8,000 円とするものでございます。

補正の主な理由は、これまでの実績により見込額の調整を行ったことによるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の 1 項 1 目、一般管理費の 3 節職員手当、4 節共済費につきましては、実績に応じ調整し、それぞれ、11 万円、7 万 3,000 円の増額補正を行っております。

8 節旅費の 2 万 4,000 円、および 13 節使用料及び賃借料の 2,000 円の減額補正は、実績に応じ調整をしたものです。

12 節委託料 12 万円の減額補正は、当初、居宅介護支援専門員に介護予防サービス計画を委託する予定でしたが、介護支援専門員の受け持ちできる件数を超えるため、委託がかなわず、実績により減額としたものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 6 ページにお戻りください。

2 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては、歳出見込み額の総額に合わせて歳入全体を調整し、3 万 7,000 円の増額を行っております。

以上で、議案第 65 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 74 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 39 ページ、オレンジ色の予算書をお願いします。

予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条は、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計を規定しており、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 17 億 9,452 万 2,000 円とするものです。

保険給付費等につきましては、前年度の実績見込額などを基に計上しているところですが、7 ページ、8 ページの総括表のとおり、前年度予算より、総額で 6,178 万 1,000 円の増額、対前年度比で約 3.6 パーセントの増となっております。

第 2 条では、債務負担行為を規定しております。

6 ページ、第 2 表債務負担行為は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 カ年に係る第 9 期黒潮町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定の事項、期間、限度額を規定するものです。

令和 4 年度には、事業計画策定に係るニーズ調査を実施し、引き続き令和 5 年度の事業計画の策定業務を一括して行っていくしますので、この計画策定に係る限度額を 720 万 5,000 円と定めるものです。

続いて、歳出の主なものを説明させていただきます。15 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費 3,892 万 6,000 円のうち、1 項から 3 項までにつきましては、介護保険事業に係る職員給与、認定調査員の会計年度任用職員給与や、調査に係る郵便料、認定審査に係る主治医意見書手数料等の事務費を計上しており、総務費全体では、対前年度比で 156 万 7,000 円の減額となっております。

17 ページの 2 款保険給付費につきましては、前年度の実績見込額からそれぞれの項目ごとの見込額を算出、併せて、令和 4 年 2 月から看護師や介護職員等の新型コロナウイルス感染症に最前線に対処する方への処遇改善として増額となる介護報酬の増額も見込んだ給付費の予算としております。対前年度比では、金額にして 5,943 万 4,000 円、約 3.7 パーセントの増となっております。

19 ページ、3 款地域支援事業費につきましては、1 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業費として 2,269 万 6,000 円を計上しております。

12 節委託料では、通所型短期集中運動機能向上サービスを実施する 2 事業所への委託料として 994 万 6,000 円を計上しております。

20 ページ、2 目介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号介護予防支援事業費）につきましては、地域包括支援センターの職員給与や事務費などとして 680 万 2,000 円を計上しており、1 節報酬では、介護サービス計画作成業務を担う会計年度任用職員の報酬として 250 万 7,000 円を計上しております。

17 節委託料では、総合事業対象者の介護予防サービス計画を策定する業務を、居宅介護支援事業所へ委託する経費として、実態に合わせて 36 万円を計上しております。

21 ページから 22 ページにかけての、2 項 1 目、一般介護予防事業費につきましては、地域で生活する高齢者の介護予防に関する事業経費として 1,347 万 6,000 円を計上しており、対前年度比で 374 万 4,000 円の増額となっております。これは、22 ページの 12 節委託料におきまして、令和 5 年度に第 9 期黒潮町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定をする必要がありますが、その計画策定に向けたニーズ調査の委託料 390 万 5,000 円を新たに計上したことが増額の要因となっているものです。

その他のそれぞれの節では、通所型短期集中運動機能向上サービスの実施に当たり、2 事業所や集いの場で行う、運動や口腔、栄養に関する費用や、地区ふれあいサロン、三世代ふれあい健診などの、住民の介護予防に関するさまざまな事業費として前年度並みで計上しております。

22 ページ、3 項包括的支援事業・任意事業につきましては 2,492 万 1,000 円を計上しており、ほぼ前年度並みとなっております。

23 ページ、2 目権利擁護事業費につきましては、321 万 5,000 円、24 ページから 25 ページにかけての、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては 868 万 5,000 円を計上し、適正な業務執行を行うための経費と合わせ、それぞれ 1 名分の職員給与等を計上しております。

25 ページから 26 ページの、4 目任意事業費につきましては 828 万 2,000 円を計上し、成年後見制度利用事業、住宅改修支援事業等、地域支援事業の実施要綱に合致する事業を実施するものです。

26 ページ、5 目在宅医療・介護連携推進事業費、6 目生活支援体制整備事業費、27 ページ、7 目認知症総合支援事業費、8 目地域ケア会議推進事業につきましては、社会保障充実分として位置付けをされている事業となっております、それぞれに特化した内容の取り組みに係る事業費を計上しております。

28 ページ、4 款基金積立金につきましては、預金利息の積立額を実績に合わせ増額をしております。5 款公債費から 29 ページ、7 款予備費までにつきましては、前年度と同額を計上しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 9 ページにお戻りください。

1 款保険料につきましては 2 億 7,332 万円を見込んでおり、ほぼ前年度並みとなっております。

3 款国庫支出金につきましては、4 億 4,082 万 4,000 円を見込んでおります。対前年度比で 1,165 万 1,000 円の増となっております。これは、歳出の 2 款保険給付費の増に伴い、介護給付費、地域支援事業費共に、国が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、増額となったものです。

10 ページ下段から 11 ページにかけての、第 2 号被保険者の保険料である 4 款支払基金交付金の 1,712 万 5,000 円の増額、および、5 款県支出金の 864 万 7,000 円の増額につきましても同様に、歳出の 2 款保険給付費の増に伴い、介護給付費、地域支援事業費共に、支払基金および県が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、増額となったものです。

12 ページの 7 款繰入金の 3 億 4,187 万 4,000 円につきましても、歳出の 2 款保険給付費の増に伴い、介護給付費、地域支援事業費共に、町が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、増額となったもの、また、2 項基金繰入金につきましても、4,704 万円を基金から繰り入れることで全体の調整をするものとなっております。

8 款繰越金以降 10 款町債までは、前年度と同額となっております。

以上で、議案第 74 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 75 号、令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 40 ページになります。薄だいたい色の予算書をお願いします。

予算書 1 ページよりご説明致します。

令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,852 万 1,000 円とするもので、4 ページおよび 5 ページの総括表のとおり、対前年度比で 11 万円、約 0.6 パーセントの減額となっております。

まず、歳出から説明致します。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費は 1,832 万 1,000 円を計上しており、1 節から 4 節までは地域包括支援センターの職員および会計年度任用職員の給与等費として 1,649 万円を計上しております。

8 ページ、12 節委託料につきましては、要支援認定者の介護予防サービス計画を居宅の介護支援専門員に委託する費用として 132 万円を計上するものです。

6 ページにお戻りください。歳入についてご説明させていただきます。

1 款サービス収入は、地域包括支援センターが要支援認定者に係る介護予防サービス計画を作成する介護予防サービス計画費収入を計上するもので、226 万 2,000 円としております。

また、2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金では 1,625 万 8,000 円を計上し、職員給料のほか事務費などの歳出に対する不足分を調整し、計上しております。

以上で、議案第 75 号の補足説明を終わります。議案第 64 号、65 号、74 号と併せて、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

提案理由の説明の途中であります。この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 12 時 04 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは、私の方からは、議案第 56 号、61 号、62 号、70 号、71 号、81 号について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第 56 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 17 ページからになります。

改正理由としましては、これまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、法律第 66 号が公布をされておりました。令和 4 年 4 月 1 日からの施行となっております。

この改正法律により、国民健康保険法および地方税法の一部が改正をされました。

このため、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容としましては、未就学児に係る被保険者均等割額を減額するものです。

それでは、個々の条文につきまして新旧対照表にてご説明を致します。参考資料の 20 ページをお開きください。

下線を引いてる個所が、改正箇所となっております。

第 3 条、第 4 条、第 5 条につきましては、規定の明確化を行うもので、いずれの条も基礎課税額の文言を追加をするものです。

第 5 条の 2 につきましては、法律改正に合わせて改正をするもので、平等割額の規定について項の追加を行うものです。

続きまして、21 ページの 1 行目につきましても同様でございます。

第 6 条につきましては、不要となった規定を削除するものです。

第 13 条につきましては、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課についての規定にして、法律改正に合わせて所要の規定を整備をするものです。

第 23 条につきましては、国民健康保険税の減額についての規定です。法改正により規定を整備、新設をするものです。

1 枚めくっていただきまして、22 ページをお開きください。

カッコ 1 の中の法第 703 条の 5 を法 703 条の 5 第 1 項と改正をしております。こちらは法改正によるものです。

下段のアおよびイについては規定の明確化を行うもので、基礎課税額の文言を追加をするものです。

23 ページ下段のカッコ 2 につきましては、先ほどご説明させていただいたように、法改正により

規定を整備をするものです。

1枚めくっていただきまして、24ページ上段のAおよびBについては規定の明確化を行うもので、こちらにも基礎課税額の文言を追加をするものです。

25ページについても、同様の改正となっております。

1枚めくっていただき、26ページをご覧ください。

中段以降の2項の部分が、今回の条例改正のメインの部分になっておりまして、未就学児の被保険者均等割額の減額について、法改正に合わせて規定をするものです。

27ページの上段部分までが、新たに追加をされます。

内容につきましては、全世帯の未就学児を対象として、当該未就学児に係る均等割保険料を、5割減額をするものです。

中段以降の第23条の2につきましては、特例対象保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定です。

こちらにも法改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

1枚めくっていただきまして、28ページをお開きください。

このページ以降は、附則の改正を行っております。いずれも法律改正による改正となっております。こちらが35ページまで、同様の改正をしております。

議案書の19ページにお戻りください。

附則において、施行期日を定めております。

施行期日を交付の日からとしておりますが、一部の改正規定につきましては令和4年4月1日からの施行としております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第61号、令和3年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は26ページとなっております。また、予算書につきましては、黄色の表紙の予算書、補正第3号となっております。

予算書の1ページをお開きください。

この補正予算ですが、既決の予算より歳入歳出それぞれ170万3,000円を減額し、総額をそれぞれ18億138万6,000円とするものです。

補正の主な理由としましては、人件費の補正による減額、県からの特別交付金の増額見込み、保険基盤安定負担金や財政安定化支援事業繰入額などが確定したことに伴いまして、一般会計繰入金および財政調整基金繰入金を減額するものです。

詳細につきましては、まず、歳出から説明をさせていただきます。10ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費、1項1目、一般管理費については、人件費の補正によりまして168万8,000円の減額をするものです。

2項1目、賦課徴収費は、納税啓発パンフレットの印刷製本を予定しておりましたが、自前での作成を行いましたので印刷製品費用が不要となり、15万7,000円を減額するものです。

3項1目、運営協議会費は、運営協議会の開催回数に伴い22万円の減額をするものです。

続いて、12ページをお開きください。

8款諸支出金、2項繰入金、1目直営診療施設勘定繰出金の国民健康保険直診会計繰出金の36万

2,000円の増額は、特別調整交付金の交付申請額の増加によるものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8ページにお戻りください。

4款県支出金の1項1目、保険給付費等交付金の2節特別交付金の26万3,000円ですが、保険者努力支援制度分の80万円の増額、国特別調整交付金の43万8,000円の減額、県2号繰入金分の48万5,000円の減額、特定健康診査等負担金分の38万6,000円の増額をそれぞれ調整をするものです。

続いて、6款繰入金の1項1目、一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分の9万9,000円の減額は、交付決定額に合わせて調整をするものです。

2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分の25万円の増額についても、交付決定額に合わせて調整をするものです。

3節職員給与費等繰入金の168万8,000円の減額は、歳出でご説明した、一般管理費の減額に伴うものです。

5節財政安定化支援事業繰入金の309万3,000円の増額は、総務省の繰入基準額に調整をするものです。

9ページをご覧ください。

6節その他一般会計繰入金の260万4,000円の減額は、歳出賦課徴収費の減額による37万7,000円の減額。法定外繰入金の地方単独事業カット分の金額が確定したことにより、222万7,000円の減額をするものです。

最後になりますが、2項1目、財政調整基金繰入金の91万8,000円の減額につきましては、歳出額の減額に伴い、繰入額の調整を行うものです。

以上で、議案第61号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第62号、令和3年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は27ページからになります。また、予算書ですが、水色の表紙の予算書、補正第1号となっております。

予算書の1ページをお開きください。

この補正予算ですが、既決の予算より歳入歳出それぞれ146万7,000円を減額し、総額をそれぞれ2億1,438万1,000円とするものです。

補正の主な理由につきましては、令和3年度高知県後期高齢者医療保険基盤安定負担金額の確定に伴う、保険基盤安定繰入金および後期高齢者医療広域連合納付金の減額によるものです。

詳細につきましては、まず、歳出から説明をさせていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費、1項1目、一般管理費61万円の増額につきましては、人件費の増額補正をするものです。

職員の異動により、2節給料を36万円の減額、3節職員手当を91万円の増額、4節共済費を6万円の増額としております。

次に、2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金の207万7,000円の減額につきましては、令和3年度高知県後期高齢者医療保険基盤安定負担金額の確定によるものです。当初見込額から確定額の差額を減額しております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書6ページにお戻りください。

3款繰入金、1項1目、事務費繰入金61万円の増額は、歳入でご説明致しました職員の人件費と

同額を増額するものです。また、1項2目、保険基盤安定繰入金につきましても、歳出同様、基盤安定負担金の当初見込額と確定額の差額である207万7,000円を減額致しております。

以上で、議案第62号の補足説明とさせていただきます。

続いて、議案第70号の令和4年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は35ページです。表紙が黄色の予算書となっております。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出の予算総額をそれぞれ17億5,866万4,000円とするものです。

また、第2条において、一時借入金の最高額を1億3,000万円と定めるものです。

3枚めくっていただきまして、6ページおよび7ページの総括表のとおり、前年度と比較しまして総額で2,213万1,000円の減額になっており、対前年比で約1.2パーセントの減となっております。

減額の主な要因につきましては、県に納付する国民健康保険事業費納付金の減額によるものです。

それでは、歳入歳出から主なものを説明させていただきます。

詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明をさせていただきます。

14ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費の4,636万1,000円で、前年度とほぼ同額を計上しております。

15ページの12節委託料ですが、主に令和4年度税制改正対応によるシステム改修委託や国保連合会へレセプト点検、および資格給付管理業務を委託をするもので、505万7,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、16ページの下段の2款保険給付費ですが、13億775万2,000円を計上し、前年度比で1,396万5,000円の増額となっております。

内訳としましては、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は11億1,608万2,000円を計上し、前年度比で1,608万2,000円の増額となっております。

増額の主な理由としましては、コロナ禍での受診控えからのリバウンドによる医療費の増加傾向が見られることから増額をしております。

17ページの、5目審査支払手数料の337万7,000円は、5万400件を見込んでおります。

続いて、2項高額療養費は1億7,793万5,000円を計上し、前年度比で226万7,000円の減額としております。こちらは、被保険者数の減少傾向を考え減額をしております。

続いて、18ページをお願いします。

中段の2款4項、出産育児一時金の420万3,000円は、前年度と同額の10件分を計上しております。

5目葬祭費の105万円は、増加の傾向にあるため、前年度より5件、15万円を増額し、35件分を計上しております。

19ページ上段の、3款国民健康保険事業費納付金の3億6,971万6,000円は、高知県への納付金で、対前年度比で3,480万8,000円の減額となっております。コロナ禍による受診控え等によって、医療費水準が下がったことなどが減額の主な理由です。

1項医療給付費分の2億5,644万円は、前年度比で3,150万5,000円の減額となっております。

2項後期高齢者支援金等分の8,187万円は、前年度比で281万3,000円の減額となっております。

3項介護納付金分の3,140万6,000円は、前年度比で49万円の減額となっております。

1枚めくっていただきまして、20ページ上段の、5款保健事業費は2,122万円を計上しております。

す。

1 項 1 目、保健衛生普及費の 209 万 1,000 円は、前年度とほぼ同額を計上しております。

2 項 1 目、特定健康診査等事業費の 1,912 万 9,000 円は、前年度比で 75 万円の増額となっております。

主な理由としましては、コロナ禍により特定保健指導の受診率が低迷しているため、スマートフォンやインターネットなど ICT を活用した特定保健指導の実施を行うため、12 節の委託料、国保ヘルスアップ事業委託を 77 万 4,000 円増額したことによるものです。

22 ページをお開きください。

中段の 8 款諸支出金は 620 万 3,000 円で、前年度比で 87 万 8,000 円の減額としております。

主な理由としましては、23 ページの 6 目その他償還金の減額によるものです。

例年、納付金の退職被保険者分の精算により必要となる額を計上しておりましたが、令和 4 年度につきましては精算額が発生しない見込みのため減額をしたものです。

2 項 1 目、直営診療施設勘定繰出金の 400 万円は、国民健康保険直診会計への繰出金で、前年度と同額を計上しております。

9 款予備費については、前年度と同額の 500 万円を計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。8 ページへお戻りください。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目は、令和 2 年度と令和 3 年 10 月末時点の調定額を比較調整し、2 億 4,723 万 5,000 円を計上しております。

続いて、9 ページの 3 款国庫支出金は枠取りの予算でして、前年度と同額で計上しております。

1 枚めくっていただきまして、10 ページの 4 款県支出金の 13 億 3,867 万 3,000 円は、前年度比で 1,247 万 4,000 円の増額となっております。

1 節普通交付金が、歳出の保険給付費の増額に伴い、歳入増額となったことによるものです。

11 ページの 6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 1 億 7,230 万 4,000 円で、前年度比で 232 万 1,000 円の減額計上をしております。

3 節未就学児均等割保険料繰入金は、条例改正議案でご説明させていただいたとおり、令和 4 年度国保税より適用される未就学児均等割の軽減措置に対する繰入金となります。内訳としましては、国 2 分の 1、県 4 分の 1、町 4 分の 1 となっております。また、厚生労働省通知国民健康保険における財務の取り扱いの改定によりまして、今回 3 節を新設し、以降の節を 1 節づつずらせております。

7 節その他一般会計繰入金のその他繰入金につきましては、地方単独事業による医療費の減額調整分としまして 477 万 3,000 円を計上しております。

1 枚めくっていただきまして、12 ページ上段の 2 項 1 目、財政調整基金繰入金につきましては、積立予定としている基金を取り崩し、基金繰入金とするものです。例年、歳出に対する歳入不足を財源調整するために計上しているところですが、令和 4 年度については歳出 3 款国民健康保険事業費納付金の減額等によりまして基金取り崩しの必要がありませんが、枠取り予算としての計上をしております。

7 款繰越金は、枠取り予算としての計上をしています。

8 款諸収入につきましては 31 万 5,000 円を計上しております。前年度比で 27 万円の増額となっております。

13 ページの下段、2 項 6 目 1 節、国民健康保険事業費納付金精算金につきましては、令和 2 年度

に市町村から県に対して納付している退職納付金の精算により還付額の 27 万円が確定しましたので、同額を計上しているものです。

以上で、議案第 70 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 71 号の令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 36 ページからになります。予算書は水色の予算書となっております。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2 億 2,563 万 7,000 円とするものです。

第 2 条では、一時借入金の最高額を 5,000 万円と定めています。

2 枚めくっていただきまして、4 ページおよび 5 ページの総括表のとおり、前年度と比較しまして総額で 978 万 9,000 円の増額となっております、前年度比で約 4.5 パーセントの増となっております。

増額の主な要因につきましては、歳入の 1 款後期高齢者医療保険料、および 3 款繰入金です。

また、歳出の 1 款総務費および 2 款後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものです。

それでは、詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。10 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費は 1,203 万 8,000 円を計上しております。対前年度比で 92 万 1,000 円の増額となっております。

これは、職員の異動による職員手当等の人件費、および後期高齢者健康診査負担金の増額によるものです。

11 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 1,234 万 9,000 円を計上しております。

これは、後期高齢者医療広域連合納付金が広域連合からの通知により、前年度と比較して 886 万 8,000 円の増額となったものです。

1 枚めくっていただきまして、12 ページをお開きください。

3 款諸支出金、4 款予備費は、前年度と同額の計上をしております。

続きまして、歳入についてご説明致します。6 ページにお戻りください。

1 款後期高齢者医療保険料は 1 億 3,822 万 3,000 円で、対前年度比で 755 万 1,000 円の増額となっております。

この保険料ですが、後期高齢者医療広域連合より通知のあった保険料納付金に相当するように調整した額となっております。

続いて、7 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目、事務費繰入金の 1,22 万 4,000 円は、担当職員の人件費で、対前年度比で 39 万 5,000 円の増額となっております。

2 目保険基盤安定繰入金の 6,962 万 6,000 円は、広域連合からの通知額を計上しております。対前年度比で 131 万 7,000 円の増額となっております。

4 款 1 項 1 目、繰越金の 450 万円ですが、令和 3 年度の歳入となる保険料で、例年 3 月から 5 月に入金される普通徴収保険料については、翌年度に広域連合へ納付することになるため、その額を見込んでおります。

5 款諸収入の 304 万 2,000 円は、対前年度比で 52 万 6,000 円の増額としております。

増額の主な理由としましては、後期高齢者健康診査委託金の増によるものです。

以上で、議案第 71 号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 81 号、黒潮町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消について、補足説明をさせていただきます。議案書は 46 ページです。

黒潮町では、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律、平成 13 年法律第 120 号に基づきまして、平成 20 年度より特定の事務を委託をしております、現在、町内の 3 局にて事務委託をしております。

本年度、委託相手方である日本郵便株式会社より、来年度以降の受託に関する協議の申し出がありました。その中で、手数料などの料金体系の改定についての提案を受けたところです。

主な改訂内容としましては、事務手数料が現行では 1 件当たり 160 円のもの、改定後は 1 件当たり 300 円となるとの内容でした。

また、これに併せて、新たに必要な経費として固定費や一般管理費などが必要となりまして、令和 2 年度の交付件数 43 件を基に試算をしたところ、1 件当たりに要する経費が 1 万 407 円となり、現行の 65 倍ほどの単価が上がるということが確認をされました。

このため、年間の交付件数や経費など総合的に判断をしまして、次年度以降の契約を締結しない方向で、契約相手方と協議を進めているところです。

黒潮町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第 2 条によりまして、地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定をされておまして、本議会での議決を求めるものです。

以上で、補足説明とさせていただきます。議案第 56 号、61 号、62 号、70 号、71 号とともに、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

私の方から、11 議案の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第 50 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は 3 ページ、条例案は 4 ページから 5 ページになります。また、新旧対照表は、参考資料の 1 ページから 3 ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願い致します。

この条例案は、令和 3 年 8 月 10 日の人事院勧告により、国家公務員の給与法が改正される見込みであることに伴い、国の準拠として黒潮町一般職の職員の給与に関する条例を改正するものです。

第 1 条は、令和 3 年度人事院勧告のとおり期末手当支給割合を引き下げるものとなっており、第 2 条および第 3 条は、第 1 条の改正に併せて黒潮町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例、及び、黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例中、給与の基準について一般職の給与条例の適用を受ける職員の例によるに改めることにより、期末手当の減額調整を含め包括的に一般職の給与条例の規定を適用するものです。

附則は、令和 3 年度の期末手当支給割合の引き下げに相当する額について、令和 4 年 6 月期末手当から減額することで調整するよう規定しているものです。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。参考資料の1ページをお願い致します。

第1条による改正として、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の期末手当について第22条第2項で、一般職の職員の期末手当の支給割合を、これまでの100分の127.5から、100分の120に引き下げるものです。これは、当該人事院勧告の0.15月分の引下げ率を、6月期と12月期に平準化して引き下げるものです。

また、同条第3項は、一般職の再任用職員の適用について、これまでの100分の72.5から100分の67.5に引き下げるものです。これも同様に、人事院勧告の0.1月分の引下げ率を、6月期と12月期に平準化しているものです。

次の2ページをお願い致します。

第2条として、黒潮町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正となります。

第4条第1項において、技能職員の給与の基準について適用を受ける職員の例により改めることにより、期末手当の減額調整を含め包括的に一般職の給与条例の規定を適用することとしており、同様の人事院勧告引き下げを適用することになります。

また、第5条第2項は、会計年度任用技能職員の給与の基準について黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員の例によると改めることにより、当該条例の規定を包括的に適用することとしています。

次の3ページをお願い致します。

第3条として、黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正となります。

第14条において、先の第2条の改正と同様に企業職員の給与の基準について一般職の給与条例及び技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける職員の例によると改正することにより、期末手当の減額調整を含め包括的に一般職の給与条例の技能職員の給与条例の規定を適用することとしています。

第18条第2項の改正についても、会計年度任用企業職員において、先の会計年度任用技能職員同様に黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定の例によると改めることにより、当該条例の規定を包括的に適用することとしています。

次に、議案書4ページの条例改正にお戻りください。

附則第1条として、施行日は公布の日からとしております。

また、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として附則第2条第1項には、令和3年12月の期末手当の支給月の引き上げを見送ったことに伴い、当該引き下げ相当額を令和4年6月に支給する期末手当で減額調整する規定となっています。

具体的には、令和3年12月の実際の期末手当支給額と、人事院勧告どおりの改定が行われていたとした場合の当該期末手当の額との差額である調整額を、令和4年6月に支給する期末手当の額から減額するものとなっており、第1号で、再任用職員以外の職員の調整額の割合として127.5分の15を、それから第2号では、再任用職員の割合を127.5分の10としております。

また、同条第2項において、企業職員から町長部局に異動する職員など、一般職の給与条例の適用を受ける職員となっている場合であっても、減額調整のルールに応じて調整額を決定することができるよう、附則に委任して定めることとしております。

以上で、議案第50号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第51号、黒潮町議会の議員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条

例につきまして、補足説明を行います。

先の第 50 号議案、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、当条例の一部改正を行うものです。

議案書は 6 ページに、条例案は 7 ページにあります。また、新旧対照表は、参考資料の 4 ページにそれぞれ記載しております。

詳細説明は、参考資料の 4 ページでございます。参考資料の 4 ページ、すみませんがよろしくお願ひします。

第 2 条第 2 項の、ただし書き中 100 分の 127.5 を 100 分の 120 に改正するもので、期末手当支給月数の読み替え規定において、読み替え元の黒潮町一般職の給与に関する条例に規定されている一般職の職員の期末手当支給月数が 100 分の 120 月となることに伴い、調整を図るため改正が必要となっているものです。

条例案の 7 ページにお戻りください。

附則第 1 項の施行の時期につきましても、公布の日からとしております。

なお、この条例で規定する黒潮町議会の議員の期末手当の率につきましては、100 分の 147.5 と従来と同様で、支給月の改定は行わないこととしております。また、議会議員に対する令和 4 年 6 月期末手当の支給額についても、一般職の給与条例の減額調整措置を行わないことを同条第 2 項に規定しております。

以上で、議案第 51 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 52 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

先の第 51 号議案、黒潮町議会の議員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正と同様の改正を行うものです。

議案書は 8 ページに、条例案は 9 ページにあります。また、新旧対照表は参考資料の 5 ページにそれぞれ記載をしております。

参考資料の 5 ページをお開きください。

第 4 条のただし書き中、100 分の 127.5 を 100 分の 120 に改正するもので、期末手当支給月数の読み替え規定において、読み替え元の一般職の給与条例に規定される一般職の職員の期末手当支給月数が 100 分の 120 月となることに伴い、その整合を図るため改正が必要となっているものです。

条例案の 9 ページにお戻りください。議案書の方です。すいません。

附則第 1 項において、施行の時期につきましても同様です。公布の日からとしております。

なお、この条例で規定する黒潮町長の期末手当の率の改正案につきましても、100 分の 147.5 と従来と同様で、支給率の改定は行わないこととしております。また、黒潮町長に対する令和 4 年 6 月期末手当の支給額についても、一般職の給与条例の減額調整措置を行わないことを同第 2 条に規定を同じくしております。

以上で、議案第 52 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 53 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は 10 ページに、条例案は 11 ページにあります。また、新旧対照表につきましては、参考資料の 6 ページから 8 ページにあります。

令和 3 年 8 月 10 日付で、人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業

等に関する法律の改正についての意見の申し出の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされており、このうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和措置については、令和4年4月1日施行予定となっております。

国準拠として、本町でも育児休業条例を改正することで、非常勤職員の育児休業および部分休業の取得要件の緩和措置、ならびに育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるものです。

詳細につきまして、新旧対照表を基に説明をさせていただきます。参考資料6ページをお開きください。

第2条につきましては、非常勤職員の育児休業の取得要件緩和のため、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員の要件、現行の第3号の(ア)の項目を削除しております。

次の7ページをお願い致します。

第8条の12においても同様に、非常勤職員の部分休業の取得要件緩和のため、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員の要件、現行第2号の(ア)の項目を削除しております。

下段から次のページにかけてですが、妊娠又は出産等についての申し出があった場合における措置等として、第12条第1項に、任命権者の申し出た職員に対し制度等を知らせることや、意向確認のための面談を講じることについて新たに規定し、同条第2項に、申出したことを理由として、不利益な扱いを受けることがないように定めております。

また、第13条としては、勤務環境の整備に関する措置として、任命権者が、育児休業の承認請求が円滑に行われるようにするため、職員に対する研修の実施や相談体制の整備、その他勤務環境の整備に関する措置について、第1号から第3号まで新たに定めているものでございます。

以上、議案第53号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第54号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は12ページに、条例案は13ページにあります。新旧対照表が9ページからです。

今回の条例改正の理由としましては、国の令和2年12月25日に策定されました自治体DX推進計画に基づき、行政サービスのデジタル化等の対策について、これまで以上にスピード感を持って取り組む必要があることより行政組織を改革し、担当部署、また、これらの推進に取り組むための所管する業務を明示するための改正案となります。

詳細につきまして、新旧対照表の参考資料9ページをお開きください。

各課等の分掌事務を定める第2条第2号うち、企画調整室の分掌事務として、(ケ)の項目に総合的なデジタル化の戦略に関することを追加するものです。

以上、簡単ですが、議案第54号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第55号、黒潮町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明を行います。議案書は14ページに、条例案は15ページから16ページにあります。また、新旧対照表は参考資料の10ページから19ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

令和2年7月に、総務省から地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについての通知、また、同年12月には、内閣府から地方公共団体における押印見直しマニュアルおよび押印見直しのための関係資料が公表されており、地方公共団体が実施する行政手続について、書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことが、行政サービスの効率的、効果的な提供にも資するものとし

て積極的に取り組むよう要請されており、これらの要請を踏まえ、本町においても押印等の見直し方針を定めて、令和4年4月1日から実施することとしております。

行政手続等における書面決議、押印、署名等の原則、対面主義の見直しを行い、オンラインでの対応を検討するとともに、住民の負担を軽減し、利便性向上を図るために実施するものです。

この条例案につきましては、これらの方針を踏まえ検討した結果、見直すべき条例改正案を提案するものです。

詳細について、新旧対照表、参考資料の10ページをお願い致します。

第1条による改正として、黒潮町火入れに関する条例中、火入れ許可申請書の様式第1号の氏名欄のマル印を削除するものです。

これは、押印を求める行政手続等として押印の必要性を検証した結果、真に必要な場合というものではなく、手続き上の認印であることより、住民の負担軽減や利便性向上のため必要としないものとして改正するものです。

12ページをお願いします。

第2条は、黒潮町固定資産評価審査委員会条例を当方針により改正するものです。

第4条第4項については、項を削除するもので、審査申出書への申出人の押印しなければならない事項を廃止するものです。

中段の第7条第3項は、審査申し出人の口頭による意見陳述において、調書を作成した書記の署名押印について、署名のみとして、押印を省略するものです。

下段の第8条第5項は、口頭審理において、口頭による証言に代えて提出する口述書について、改正前は、記載して、提出者がこれに署名押印しなければならないとしていたものを、署名押印を省略し、記載しなければならないとしているものです。

届出人の負担軽減を図るものであり、実際本人が記載するというので、本人確認ができることから、署名押印も省略しているものでございます。

次の13ページをお願い致します。

第8条第8項は、書記が作成する口頭審理についての調書への、当該書記と委員の署名押印において、署名のみとすることで、押印を省略するものです。

その他、9条第2項の实地調査調書への署名押印、また、第10条第2項の委員会の議事についての調書への署名押印についても、同様に署名のみとすることで、押印を省略するものです。

次の14ページをお願い致します。

第3条による改正としては、黒潮町職員のサービスの宣誓に関する条例第2条第1項について、新たに職員となった者のサービスの宣誓について、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、また、宣誓書に署名してからの条件を、任命権者に提出してからとして署名などを省略するものです。

また、同条第2項の会計年度任用職員に特化したサービスの宣誓の項目を廃止し、前条の規定を適用するようにしたものです。

次の15ページをお願いします。

宣誓に伴う別記様式について、氏名欄の印を削除するものとしております。

次の16ページをお願い致します。

第4条による改正として、黒潮町営教員住宅の設置及び管理に関する条例中、教員住宅入居申込

書の別記様式の氏名欄のマル印を削除するものです。

この改正も、手続き上の認印であることより、住民等の負担軽減、利便性向上のため、必要としないものとして改正するものでございます。

次の18ページをお願い致します。

第5条による改正として、黒潮町宮川奨学金貸与条例中、奨学生願書の様式1号において、奨学生本人、保護者、連帯保証人、それぞれの氏名欄のマル印を削除するものです。

この改正も、奨学金申込段階での手続き上の認印であることより、住民の負担軽減等を考慮して、必要としないものとして改正するものです。

以上で、議案第55号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第60号、令和3年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は25ページにあり、予算書につきましては、表紙の色がサーモンピンクとなっております。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,973万2,000円を減額しまして、歳入歳出予算額の総額を14億4,194万8,000円とするものとなります。

補正の主な理由につきましては、実績見込み額の確定による人件費の調整によるものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、給与等集中処理費の2節の給料の4,212万1,000円の減額につきましては、実績見込み額による調整を行うことによる減額となっております。

3節の職員手当は、一般職時間外手当、管理職特別勤務手当は、1月の津波防災配備等増額要因も含めて実績見込みにより増額、また、一般児童手当も同様に増額となっておりますが、その他の手当につきましては、職員の給料が減額になっていることに比例しまして各種手当は減額となっております、合計額で2,943万7,000円の減額となっております。

4節の共済費の817万4,000円の減額につきましては、一般職共済負担金の調整による減額が主な要因となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の6ページをご覧ください。

1款1項1目、諸収入の1節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額なる7,973万2,000円の減額となっております。

以上で、議案第60号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第69号、令和4年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算につきまして、補足説明を行います。議案書は34ページにあり、予算書は同じくサーモンピンク色で、後の方に閉じている2枚目の分となります。

予算書1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億6,694万3,000円とするものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、給与等集中処理費の2節の給料、3節職員手当、4節の共済費につきましては、特別職3名、一般職188名分の人件費として、合計額で14億6,694万3,000円を計上しております。

前年度対比で、金額 3,194 万 2,000 円、率にしまして約 2.1 パーセントの減額となっております。減額の主な理由につきましては、10 ページの給与費明細書をお開きください。

一般職の総括では、本年度と前年度の比較を表しておりますので、比較の欄をご覧ください。

職員数 5 名の減により、前年度と比較して、給与、共済費、共に減額となっております。要因としましては、5 名の減員が主なものとなっております。

職員手当につきましては、全体で増額となっておりますが、これは、コロナワクチン接種に伴う時間外手当を計上したことや、定年退職等を迎える職員の増加を見込んでおまして、総合事務組合負担金を増額したことが要因となっているもので、5 名減員となった手当の減額分を上回ったことによるものです。

職員手当の比較詳細は 11 ページ下段に記載しておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の 6 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、各会計からの給与等振替収入となっており、歳出額の合計と同額である 14 億 6,694 万 3,000 円を計上しております。

以上で、議案第 69 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 82 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更につきましては、補足説明を行います。

この議案につきましては、黒潮町も構成団体となっている高知縣市町村総合事務組合に関する議案で、事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することに伴い、規約の一部を変更するために行うものです。

詳細につきましては、議案書に基づきに説明をさせていただきますので、議案書の 47 ページをお開きください。

この高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更につきましては、上段におきまして、令和 4 年 4 月 1 日より津野山広域事務組合および幡多中央環境施設組合を脱退させることにより、同事務組合の規約を変更することになるため、議会の議決を求めるものとなります。

中段の、規約の一部を改正する規約につきましては、別表第 1 である組織する構成団体の一部事務組合の項から、津野山広域事務組合および幡多中央環境施設組合を削り、同じく、共同処理をする事務の別表第 2 からも、2 つの組合を削ることとなっております。

また、規約第 5 条議会の組織及び議員の選挙の方法の、別表第 3 の 1 の項からも、同様に 2 つの組合を削るための規約の変更を行う改正をしております。

これらは、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものとなっております。

以上で、82 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 83 号、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分につきましては、補足説明を行います。

この議案第 83 号と、次の議案第 84 号につきましては、先の議案第 81 号で説明しました高知縣市町村総合事務組合から脱退する 2 つの組合の財産処分を要するときの改正について、議決を求めるものとなります。

次の 48 ページをご覧ください。

津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分については、下段におきまして、財産処分

については、高幡東部清掃組合に帰属される、と財産処分を規定しております。

この議案につきましても、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものとなります。

最後に、49 ページの議案第 84 号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についての補足説明として、下段のとおり、退職手当に関する市町村負担金の還付または特別徴収を定めている当事務組合負担金条例第 3 条第 1 項の規定により算出された額を還付するものとして定めております。

この議案第 84 号につきましても、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものとなります。

以上、議案第 50 号から 55 号、および 60 号、69 号、ならびに議案第 82 号から第 84 号までの 11 議案の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

提案理由の説明の途中でありますが、この際、14 時 55 分まで休憩致します。

休 憩 14 時 39 分

再 開 14 時 55 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第 58 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 6 号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ 3 億 4,415 万 9,000 円を減額し、総額をそれぞれ 116 億 6,136 万 4,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で繰越明許費の追加および変更を行い、第 3 条では、地方債の補正により限度額の変更を行っております。

全体的な概要で申しますと、それぞれの事業の入札減などや、決算見込みによる減額補正が主なものとなっております。

また、人件費につきましても、それぞれの目において調整をしております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。29 ページをお開きください。

主だった事業のみを説明をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

2 款総務費につきましては 4,261 万 6,000 円を追加するものでございます。

30 ページ下段、1 項 5 目、財政管理費 1 億 6,693 万 7,000 円の追加につきましては、31 ページのふるさと納税基金の積立金を、寄付金総額の充当調整によりまして 1 億 2,010 万 6,000 円、また、減債基金を増額したことによるものでございます。

6 目企画費 6,096 万 6,000 円の減額の主なものにつきましては、32 ページ下段の 14 節工事請負費の定住促進住宅整備工事 3,450 万円の減が主なものとなっております。

次に、34 ページ、12 目国土調査費 2,544 万 5,000 円の減額につきましては、35 ページ、12 節委

託料の地籍調査業務委託2,066万6,000円の減額など、国の予算配分により縮小となったことによるものでございます。

40ページまで飛びまして、3款民生費は6,530万6,000円を減額するものでございます。

1項1目、社会福祉総務費は596万2,000円の減、そして、44ページの2項老人福祉費につきましても596万2,000円の減、そして、45ページの3項児童福祉費は5,321万6,000円の減になっておりまして、これらは、人件費および特別会計への繰出金を含め、各事業の決算見込みによる減額が主なものとなっております。

次に、48ページ。

4款衛生費は4,397万8,000円減額するものでございます。

減額の主なものは、50ページの1項7目、診療所費が3,525万8,000円の減額となっております。医師の給与等について調整しまして、27節の繰出金において、国民健康保険直診会計への繰出金の減を行っております。

次に、51ページ。

5款労働費は48万4,000円減額するもので、実習生交流イベント委託などの決算見込みによるものでございます。

次に、6款農林水産業費につきましては4,232万5,000円減額するものでございます。

減額の主な内容は、1項3目、農業振興費の、54ページとなります。18節負担金補助および交付金の園芸用ハウス整備事業費補助金650万円の減など、各種補助金の精算によるものでございます。

57ページ下段、7款商工費は2,787万2,000円を減額するものでございます。

58ページ、2目の商工振興費で2,420万9,000円の減となるなど、各事業の見込みによる不用分の減によるものでございます。

60ページ下段、8款土木費は1億682万7,000円を減額するものでございます。

1項土木管理費で894万4,000円、そして61ページ、2項道路橋梁費959万円、および63ページ、3項河川費1,755万8,000円の減など、事業実績による減額となっております。

64ページの下段、6項住宅費6,931万4,000円の減につきましては、65ページの2目住宅建設費、14節工事請負費の町営住宅等整備工事6,250万円の入札減によるものでございます。

下段、9款消防費は2,618万1,000円減額するものでございます。消防費のそれぞれの事業による決算見込みによるものとなっております。

次に、68ページ。

10款教育費は1,981万4,000円減額するものでございます。

1項教育総務費から、続きまして、73ページ6項幼稚園費まで、人件費、および管理費、事業費の精算により調整をしております。

次に、11款災害復旧費は4,374万円減額するものでございます。入札減など、実績見込みによる精算と、不用額の調整を行っております。

75ページ。

12款公債費、1項2目、利子560万円の減額につきましては、前年度からの明許繰越事業の借入れを、当初は早い時期に想定をしておりましたが、借入れが遅い時期となり、その分、利子が不用となり減額をするものでございます。

続いて、歳入の事項別明細書を説明させていただきます。15ページへお戻りください。

歳入につきましても、決算見込みおよび各事業の増減に合わせ調整をしているところでございます。

主なものについて説明を致します。

1 款の町税が決算見込みにより 4,804 万 3,000 円の増額となっております。

これは、1 項町民税など、コロナウイルス感染症により少なく見積もっていたものを、12 月時点での調定の増により増額としております。

下段の 3 款利子割交付金から、17 ページ、9 款環境性能割交付金につきましては、国、県の実績、および決算見込みにより調整をしております。

11 款地方交付税の普通交付税 1 億 4,549 万 7,000 円の増額につきましては、国の補正予算に係る財政措置により、増額交付されるものでございます。

18 ページ。

13 款分担金及び負担金の 820 万 9,000 円の減額につきましては、がけくずれ住家防災対策 454 万 9,000 円の減など、説明欄にあります歳出の各事業に伴う分担金の調整となっております。

14 款使用料及び手数料の 402 万 4,000 円の減額につきましては、説明欄にあります各施設の減免などによる減となっております。

19 ページ。

15 款国庫支出金の 2,066 万 3,000 円の減額につきましては、説明欄にあります歳出の各事業に伴う調整となっております。

20 ページ。

16 款県支出金 1 億 823 万 1,000 円の減額につきましても、22 ページまでの説明欄にあるように、歳出の各事業に伴う県支出金の調整となっております。

次に、24 ページ。

19 款繰入金 5,951 万 4,000 円の追加につきましては、財政調整基金および減債基金の減額、およびふるさと納税基金繰入金 1 億 2,000 万円の追加によりまして、収支の調整を行っております。

25 ページ。

22 款町債は 4 億 6,310 万円の減額とするものでございます。

事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご確認ください。

歳入の説明は以上でございますが、続きまして、9 ページから 10 ページにかけましての第 2 表繰越明許費補正をご覧ください。

まず、今回新たに追加する事業の主なものは、2 款総務費、1 項総務管理費の定住促進住宅整備事業 6,070 万円、3 款民生費、1 項社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 4,952 万 1,000 円、6 款農林水産業費、3 項水産業費の佐賀地区漁業集落環境整備事業 7,402 万 4,000 円、8 款土木費、2 項道路橋梁費の高規格道路整備事業 9,996 万 2,000 円、9 款消防費、1 項木造住宅耐震事業 2 億 6,184 万円などを、追加して繰り越すこととしております。

10 ページになりますが、変更する事業につきましては、8 款土木費、2 項道路橋梁費の道路新設改良事業につきましては、国の補正予算の配分により 1 億 7,591 万円とするものでございます。

合計で 25 件、総額 11 億 1,695 万 6,000 円を明許繰越と致しました。

次に、11 ページ、第 3 表地方債補正をご覧ください。

この補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 14 億 7,331 万 3,000

円を、補正後は10億1,021万3,000円とするもので、その他起債の方法、利率は変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの25ページの22款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、58号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第67号、令和4年度の黒潮町一般会計予算につきまして補足説明を致します。

本予算の概要等につきましては、先ほど町長が述べましたので、私の方からは予算書に基づきまして、主だったものについて昨年度との比較をしながら説明をさせていただきます。

それでは、一般会計当初予算の1ページをご覧ください。

令和4年度の当初予算につきましては、第1条で歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ107億5,000万円と定めております。

前年度当初予算と比較しまして1.6パーセント、金額にしまして1億8,000万円の減となっております。

また、第2条では債務負担行為を、第3条では地方債を、第4条では、一時借入金の最高額を15億円と定めております。

そして、第5条では、歳出予算の流用を定めております。

詳細につきましては、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。46ページをお開きください。

まず、1款議会費は7,170万円で、前年度比、額で255万4,000円、率で3.4パーセントの減となっております、ほぼ昨年と同様となっております。

47ページの下段、2款総務費は26億5,038万6,000円で、前年度比、額で1億1,219万2,000円、率で4.4パーセントの増となっております。

まず、51ページの下段、3目財産管理費は7,421万8,000円の減となっております。

この減の要因は、集会所の耐震改修工事費の減が主なものとなっております。

次に、54ページ。

5目財政管理費は2億2,540万4,000円の減となっております。これは、ふるさと納税基金の充当調整による減額によるものでございます。

次に、55ページ。

6目企画費は1億544万4,000円の増となっております。

57ページの12節委託料には、女子サッカー指導等の大方高校支援経費とともに、大方高校学生寮建築設計業務委託555万2,000円を計上しております。

また、自治体DX業務支援委託2,000万円や、自治体オンライン手続きに係るシステム改修委託1,486万9,000円など、デジタル関係経費を計上しております。

少し飛びまして、次に、68ページ。

14目ふるさと納税5億352万4,000円につきましては、7節報償費のふるさと納税寄附金謝礼2億3,000万円など、寄附金10億円に対応するものでございます。

次に、69ページ。

15目新型コロナウイルス感染症対策費2億2,372万5,000円につきましては、70ページの12節委託料のスポーツツーリズム誘客促進事業委託3,863万5,000円や、71ページになります18節負担金補助および交付金の新規となります農作物出荷促進事業費補助金2,120万7,000円、および、引き続きとなります水揚げ促進事業補助2,700万円につきましては、農協、漁協の手数料への負担

軽減を図るための支援などとなっております、コロナ臨時交付金の対象事業をこの目に集約をしております。

また、少し飛びまして、80 ページをご覧ください。

3 款民生費は 23 億 4,398 万円で、前年度比、額で 1,248 万 1,000 円、率で 0.5 パーセントの増となっております。

1 項 1 目、社会福祉総務費は 3 億 6,785 万円で、ほぼ昨年と同様の内容となっております。

主な事業は、12 節委託料のあったかふれあいセンター事業委託の 7,000 万円につきましては、新たに開設しました白田川地区を含め、6 箇所分を計上しております。

そして、18 節負担金補助及び交付金の黒潮町社会福祉協議会への補助金 2,441 万 7,000 円や、83 ページの 27 節繰出金の国民健康保険特別会計繰出金 1 億 7,230 万 4,000 円などを計上しているところでございます。

続いて、また、飛びまして、91 ページです。

2 項の老人福祉費につきましても、ほぼ昨年同様となっております。

次に、94 ページ。

3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費は、96 ページ上段の、18 節負担金補助及び交付金の在宅子育て応援事業補助金 1,835 万円が主なもので、保育施設等を利用せず、在宅で子育てを希望する保護者を支援するために、引き続き計上をしております。

続きまして、101 ページとなります。

4 款衛生費は 7 億 1,974 万 3,000 円で、前年度比、額で 2,937 万 6,000 円、率で 4.3 パーセントの増となっております。

そのうち、104 ページ、3 目予防費は 3,606 万円の減となっております。コロナワクチン接種に係る会計年度職員の報酬や、委託費などの減によるものでございます。

次に、112 ページ下段の、2 項清掃費の 3 目し尿処理費は 5,463 万 4,000 円の増となっております。これは、113 ページの 10 節需用費の修繕料 1 億 132 万円の増によるものでございます。

続きまして、114 ページ。

5 款労働費は 2,066 万 4,000 円で、前年度比、額で 154 万 3,000 円、率で 6.9 パーセントの減となっております。

内容につきましては、1 節報酬の繁忙部門随時雇用等 873 万 1,000 円など、急ぎよの臨時的業務の職員雇用のなどに対応するため計上をしております。

115 ページ。

次に、6 款農林水産業費は 7 億 4,144 万 4,000 円で、前年度比、額で 9,147 万 7,000 円、率で 14.1 パーセントの増となっております。

まず、119 ページ、1 項 3 目、農業振興費の 18 節負担金補助及び交付金に 1 億 8,305 万 4,000 円、計上致しました。

燃料タンク対策事業費補助金 1,300 万 8,000 円や、120 ページ、園芸用ハウス整備事業費補助金は 2,904 万円、中山間地域等直接支払交付金 5,104 万円、そして、新規就農者育成総合対策事業、新規就農者経営発展支援事業 2,625 万円などを計上しているところでございます。

下段の 4 目畜産業費は、121 ページ、14 節工事請負費の黒潮町畜産団地内施設改修工事 5,632 万 6,000 円によりますところの、循環型の資源活用を図るための鶏糞を燃料としたボイラーの整備を

行うこととしております。

次に、5目農地費は5,435万5,000円の増で、122ページ、18節負担金補助及び交付金の農地中間管理機構関連農地整備事業負担金2,550万円につきましては、加持地区の事業費2億2,500万円、ならびに市野瀬地区の3,000万円の、それぞれの10パーセント分を計上しております。

また、27節繰出金の農業集落排水事業特別会計繰出金5,418万円につきましては、今年度新たに公営企業化を行うために、委託費1,140万円を計上しております。

次に、123ページ。

2項林業費、2目林業振興費は3,078万3,000円の増となっております。

事業の主なものとして、7節報償費の有害鳥獣捕獲報奨金1,487万6,000円は、イノシシ1,000頭などの捕獲分を計上しております。

新たな事業の主なものとしまして、124ページの委託料の入野松原再生計画作成委託300万円や、入野松原再生計画現地調査委託100万円などの松原の再生計画や、126ページの18節負担金補助及び交付金の高性能林業機械整備546万3,000円、造林事業補助金927万5,000円などを計上しております。

次に、128ページ。

3項水産業費の2目水産業振興費は昨年同様となっております、129ページの12節委託料の佐賀地区漁業集落環境整備測量設計委託200万円、14節工事請負費の投石魚礁設置工事1,050万円、佐賀地区漁業集落環境整備工事2,800万円を計上しております。

130ページ。

18節負担金補助及び交付金のうち、種子島周辺対策事業補助金1,099万2,000円につきましては、漁船の操業効率化機器導入に補助を行うものでございます。今年度も、種苗放流事業と致しまして530万円を計上しております。

また、佐賀漁港活餌事業補助金1,000万円は、カツオの水揚げ促進を図るものとなっております。

次に、133ページ。

7款商工費は2億393万5,000円で、前年度比、額で728万4,000円、率で3.7パーセントの増となっております。

135ページの3目観光費は1,352万7,000円の増となっております。

黒潮町観光の推進体制を確立し、地域を潤す観光施策を実行するために、昨年同様に計上しております。

137ページ。

18節負担金補助及び交付金の恋人の聖地プロジェクト負担金537万1,000円につきましては、全国の恋人の聖地を掲げる市町村が広域で事業展開を行うことで、観光などの事業約6,700万円の50パーセントの補助金、地方創生交付金を活用することができるものとなっております。

138ページ。

4目産業推進費は2,177万9,000円の増となっております。

139ページ。

18節負担金補助及び交付金の産業振興推進総合支援事業費補助金2,200万円につきましては、天日塩の会社が県の補助を活用しまして施設改修を行うことで、生産量の増加と販路拡大の支援を行うものでございます。

次に、139 ページ。

8 款土木費は 10 億 9,399 万 5,000 円で、前年度比、額で 1 億 8,838 万 1,000 円、率で 14.7 パーセントの減となっております。

1 項 1 目、土木総務費は、140 ページの 14 節工事請負費の地域整備事業工事において、大方地域 3,000 万円、佐賀地域 1,500 万円、計 4,500 万円とし、引き続き地域の要望に対応するものでございます。

続いて、2 項道路橋梁費、143 ページ、2 目道路新設改良費は 5 億 1,445 万 6,000 円となっており、144 ページ、12 節委託料の社会資本整備事業の測量設計委託 2,750 万円、14 節工事請負費の社会資本整備事業工事の 3 億 5,500 万円につきましては、湊川線、大井川馬荷線、荷稻拳ノ川線、拳ノ川若山線の工事などを計画しているところでございます。

高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業工事 900 万円につきましては高規格道路の推進を図るため、半径 500 メートル以内の地域の周辺整備事業として計上をしており、拳ノ川地区の水路改修工事などを計画しているところでございます。

次に、151 ページ。

6 項 2 目、住宅建設費は 3 億 5,174 万 7,000 円となっております。

12 節委託料の公営住宅整備事業委託 324 万円と、14 節工事請負費の町営住宅等整備工事 2 億 8,468 万円につきましては、横浜と浜松改良住宅等の建設工事費となっております。

公営住宅ストック総合改善事業設計監理委託 300 万円と、公営住宅ストック総合改善工事 3,850 万円につきましては、明神第 2 団地の工事となります。

次に、151 ページ。

9 款消防費は 6 億 6,761 万円で、前年度比、額で 3 億 626 万 8,000 円、率で 31.4 パーセントの減となっております。

1 項 1 目、常備消防費は 6,264 万 2,000 円の減となっており、これは、昨年、黒潮消防署の消防車を買替えたことによる負担金の減でございます。

153 ページ。

3 目消防施設費は 4,457 万 4,000 円の減となっております。これは、防火水槽設置による減額と、昨年、上川口分団の消防ポンプ車を買替えたことによる減額となっております。

次に、154 ページ。

4 目防災費は 3 億 2,509 万 7,000 円となっており、主な事業としましては、155 ページ、12 節委託料の防災まちづくりプロジェクト業務委託 470 万 1,000 円をはじめとしまして、ほか委託経費を、昨年に引き続き計上をしております。

防災ハザードマップ更新委託 358 万 6,000 円、そして、事前復興まちづくり計画策定委託 463 万 7,000 円につきましては、本年度新規事業となっております。

156 ページ。

地区緊急避難施設設計委託 420 万円と、14 節工事請負費の地区緊急避難施設整備工事 5,100 万円につきましては、上川口地区の集会所などの建設費用でございます。

17 節備品購入費の避難所環境整備備品 1,200 万円につきましては、発電機やポンプ、応急トイレ、プレハブ倉庫などを、各集会所などの避難所に整備する費用となっております。

157 ページの 18 節負担金補助及び交付金の、木造住宅耐震改修工事費補助金 8,800 万円につま

しては、80戸を見込んでおります。

木造住宅耐震改修の設計費補助金300万円につきましては10戸分を、そしてブロック塀対策費補助金300万円につきましても、10件分を予定をしております。

防災拠点建築物耐震事業補助金6,400万円につきましては、防災拠点施設である出口の介護療養院ことぶきの耐震改修を行うための補助金を計上しております。

次に、10款教育費は5億8,823万円で、前年度比、額で984万2,000円、率で1.6パーセントの減となっております。

158ページ。

まず、1項教育総務費、2目事務局費ですが、1億9,216万6,000円となっております。

主な事業内容は、158ページの1節報酬の外国語指導助手(ALT)、1,468万5,000円につきましては、中学校には2人が常駐することとし、あと2人が、小学校の巡回を行うこととしております。

160ページ。

12節委託料は、161ページにかけまして、5つのルートのスクールバス運行委託、および、放課後子ども教室事業委託1,511万9,000円など、昨年同様に計上をしております。

次に、164ページをご覧ください。

2項小学校費は1億674万3,000円となっており、1目学校管理費の主なものは、施設管理に要する人件費と、電気、水道、修繕費など、施設維持費を計上しております。

次に、166ページ。

2目教育振興費は4,687万1,000円となっており、主なものは、1節報酬の会計年度職員の学校支援費1,571万5,000円、9名分を計上しており、児童生徒の基礎学力、および思考力の育成、学習意欲の向上を図るものでございます。

次に、168ページ。

3項中学校費、1目学校管理費は2,473万2,000円となっております。

小学校同様、施設管理に要する施設維持経費を計上しております。

170ページ。

2目教育振興費は3,575万8,000円となっております。

主なものは、1節報酬で、小学校同様に、学習支援員873万1,000円を計上しております。

なお、小中学校の教育振興費の中には、それぞれの学校単位で計画されました、ふるさと・キャリア教育への取り組みが計画されております。

次に、172ページ。

4項社会教育費は9,373万9,000円で、昨年同様の内容、金額となっております。

主なものは、177ページ、4目図書館費、12節の委託料の、大方あかつき館等の指定管理業務委託3,485万6,000円を計上しております。

次に、178ページ。

下段の5項保健体育費も1億1,942万2,000円で、1目保健体育総費の、はだしマラソン大会、アクアスロン大会なども、昨年同様の内容となっております。

181ページ。

2目学校給食費も1億526万4,000円で、182ページの上段の10節需要費の賄材料費3,750万1,000円、そして、12節委託料の学校給食センター業務一部委託4,027万1,000円なども、昨年同様に計

上をしております。

次に、183 ページ。

11 款災害復旧費は 4,132 万円で、1,220 万 4,000 円の減となっております。

昨年同様の内容で計上しておりまして、緊急時の災害対応ができるように枠取り予算としたものでございます。

次に、185 ページ。

下段の 12 款公債費は 15 億 8,405 万 6,000 円で、前年度比、額で 8,398 万 3,000 円、率で 5.6 パーセントの増となっております。新庁舎建設費等の元金の償還が始まったことによるものでございます。

次に、186 ページ。

13 款予備費は 2,293 万 7,000 円を計上致しました。

歳出の説明は、以上でございます。

続いて、歳入を説明を致しますので、14 ページにお戻りください。

まず、1 款町税は 7 億 9,860 万 8,000 円見込みました。

前年度比、額で 1,795 万 2,000 円、率で 2.3 パーセントの増となっております、今年度の調定額により、見込んでいるところでございます。

15 ページ。

2 款地方譲与税の 3 目森林環境譲与税 2,900 万円につきましては、市町村が実施する森林整備に必要な財源に充てるため、引き続き見込んでおります。

次に、18 ページ。

11 款の地方交付税は 42 億円で、個人住民税減収補填特例交付金に合わせまして、本年度の実績などによりまして 5,000 万円の増を見積もっております。

12 款交通安全対策特別交付金までの、その他の譲与税および交付金は、地方財政計画の伸び率と、県の試算見込みにより計上をしております。

次の、13 款分担金及び負担金は 3,002 万 4,000 円で 772 万 5,000 円の増で、ほぼ昨年同様の内容となっております。

次に、20 ページ。

14 款使用料及び手数料は 3 億 4,175 万 8,000 円で、370 万 7,000 円の減となっております。これも、ほぼ昨年同様の内容となっております。

次に、24 ページ。

15 款国庫支出金は 11 億 7,424 万 3,000 円で、1 億 406 万 5,000 円の増となっております。

これは、26 ページ、7 目消防費国庫補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金 2 億 1,214 万 6,000 円などの増によるものでございます。

その他、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

それから、27 ページ。

16 款県支出金は 8 億 4,607 万 1,000 円で、4,770 万 1,000 円の減となっております。

その他の県支出金につきましても、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

35 ページまで飛びまして、18 款寄附金は 10 億 2,000 円で、2 億 9,864 万 8,000 円の増となっております。これは、1 項 2 目、総務費寄附金、1 節ふるさと納税寄附金 10 億円によるものでございます。

次に、19 款繰入金は 8 億 8,597 万 2,000 円で、2 億 2,795 万 7,000 円の減となっております。

1 目財政調整基金繰入金と、2 目減債基金繰入金などで収支の調整を行いまして、36 ページ、4 目施設等整備基金繰入金 8,500 万円につきましては、地域整備事業等に充当することとしております。

37 ページ。

14 目防災対策加速化基金繰入金 1 億 3,082 万 3,000 円につきましては、防災関連事業の起債の償還に充当することとしております。

また、15 目ふるさと納税基金繰入金 1 億 8,000 万円につきましては、寄附の申し込みの際の内容に沿って、充当することとしております。

次に、42 ページ下段、22 款町債は 9 億 5,300 万円で、4 億 980 万円の減となっております。

事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご確認をいただければというふうに思います。歳入の説明は以上で終わります。

9 ページへお戻りください。

第 2 条関係で、第 2 表債務負担行為でございます。

水産業経営資金に 1 億 2,000 万円、中小企業等融資保証料補給、ならびに創業者等応援制度融資保証料補給につきましては、1 事業所当たりの限度額をそれぞれ定め、融資の保証料相当額としております。

大方中央保育所給食調理委託には 2,754 万 9,000 円の債務負担行為を計上致しました。

次に、10 ページ、第 3 条関係の、第 3 表地方債でございます。

令和 4 年度は、合計 9 億 5,300 万円を限度としておりまして、その他起債の方法、利率に昨年度との変更はございません。

なお、この金額は、先ほどの 42 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、大変長くなりましたけれども、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 15 時 47 分